

平成26年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成26年9月9日 午前10時00分 開会  
午後 4時17分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市 民 生 活 部 長	芳 野 隆 一
都 市 整 備 部 長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 理 事	土 谷 宏 巖
産 業 観 光 部 長	河 合 良 則	保 健 福 祉 部 長	山 岡 加代子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上 下 水 道 部 長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	増田 順弘	一問一答	防災について	市 長 担当部長
2	10	吉村 優子	一問一答	防災について	市 長 担当部長
				緊急時の放送について	市 長 担当部長
3	3	川村 優子	一問一答	子ども・子育て支援新制度について	市 長 教育長 担当部長
				葛城市女性消防団について	市 長
4	6	岡本 吉司	一問一答	8月5日マンション火災について	市 長
				土砂災害について	市 長 担当部長
5	11	阿古 和彦	一問一答	地球環境にやさしい葛城市をめざして (パート12)	市 長 副市長 担当部長
6	7	朝岡佐一郎	一括質疑	まちづくり施策について	市 長 担当部長
7	15	白石 栄一	一問一答	新道の駅建設事業について	市 長 担当部長
				職員採用事務について	市 長 担当部長
				合併10周年にあたって	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきをください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月29日の通告期限までに通告されたのは7名でございます。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法につきましては、1名の議員が一括質疑方式を、6名の議員が一問一答方式を選択されております。質問回数につきましては、一括質疑の場合は2回までとし、3回目は発言のみといたします。一問一答の場合は、質問回数に制限はございません。制限時間につきましては、一括質疑方式、一問一答方式ともに質疑、答弁を含めて60分といたします。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

**増田議員** 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。質問事項につきましては、防災についてであります。

近年、局地的豪雨による災害が全国で多発をしております。奈良県においても、平成23年の台風12号により、五條市、吉野町では大きな土砂災害が発生し、いまなお行方不明者の捜索が続いています。葛城市においても、今年になって幾度となく警報が出され、市民の皆さんも防災の意識が高くなっています。こういう機会でもございますので、災害を防ぐ取り組み、文字どおり防災につきまして質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にてさせていただきます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** 皆さんもご承知のとおり、8月20日未明に広島県北部を襲った土砂災害により、72名の方が犠牲になりました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げたいと思います。また、台風8号、11号などの影響により、西日本を中心に各地で多くの土砂災害、浸水の被害が出ました。葛城市においても、台風11号の際には山麓地域に避難情報が出されました。市の職員の皆さんにおかれましても、長時間にわたって対応に当たっていただきました。大変ご苦労さまでございました。

このように、大きな災害が葛城市にいつ起こってもおかしくない状況かと思われませんが、先日からのたび重なる豪雨による市内の土砂災害、浸水の被害状況についてお尋ねをいたします。

**西川議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** おはようございます。総務部の山本でございます。よろしく願いいたします。

それでは、増田議員のご質問に対しましてお答えいたします。

今年に入り、奈良県に接近した台風、また本市に発令されました大雨洪水警報時の市内の被害状況等についてお答えさせていただきます。

まず、猛烈な台風ということで、日本に接近してまいりました台風8号でございます。沖縄県では特別警報が発令されるに至りまして、非常に心配していたわけでございます。本市におきましても、数日前から事前体制を敷いたわけでございますが、幸いにもこの台風の進路、南九州上陸後、四国沖、また紀伊半島の南にそれたため、7月11日の奈良県の最接近時におきましては、警報は発令されず、幸い市内で多くの雨は降らなかった、また風雨による土砂等の災害もなかったわけでございます。

次に、先月上陸いたしました台風11号でございます。この台風は非常に速度が遅く、本市には8月9日土曜日午前8時39分に大雨警報が発令され、その解除されたのが翌日の10日日曜日でございます。午後3時4分。丸1日半以上警報が発令された状態であったわけでございます。市の災害対策の体制といたしまして、この間、総務部、事業部を中心とした事前配備体制から、気象情報の推移を判断した中で、1号配備による災害対策本部を設置いたし、調査活動、応急対応、避難誘導活動などの災害対応を行ったわけでございます。被害につきましては、大字竹内の国道166号線沿い、三ツ塚古墳の法面の一部崩落、また大字太田地区におきましては南阪奈道路側道での法面の一部崩落、転石による水路ふさぎといった報告を受けております。また、先月8月24日日曜日に発令されました大雨洪水警報時でございます。この際には、市の災害対策体制といたしまして、総務部、事業部を中心とした事前配備態勢を敷き、調査活動、応急対応活動などを行ったわけでございます。この日におきましては、1時間に42.5ミリといった非常に強い雨が集中して降ったわけでございますが、幸いにして目立った被害はなかったわけでございます。

被害状況につきましては以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、先ほどご説明のございました、一部被害も出ております土砂災害についてお聞きをさせていただきます。

これは、県が土砂災害防止法に基づいて区域指定をするというふうに従ってございます。市内の警戒区域につきましては内容についてお聞きしたいと思います。

**西川議長** 生野都市整備部長。

**生野都市整備部長** 都市整備部の生野でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの増田議員のご質問にお答えいたします。

現在、市内では旧新庄地区が30カ所、土砂災害警戒区域の指定を、平成20年3月25日に受けております。先ほど山本部長が申し上げましたこの被害のあった2カ所についてでございますが、これにつきましては、旧當麻地域にありまして、調査は完了いたしておりますが、現在のところ土砂災害の警戒区域には指定されておらない区域でございます。

以上であります。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。

今、ご説明がございましたように、本市の指定区域が30カ所ということでございます。これは、平成20年3月に指定をされたというふうにホームページでも資料には書いてございます。広島でも問題となっておりますように、先ほど説明のございましたように、指定されておらない地域でも被害が出ておるということから、見直し等が必要になってくることかなど。防災警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律というところを見ておると、基礎調査第4条のところには、これは県というふうに、指定は県でございますけれども、おおむね5年ごとというふうなこともうたわれております。ちょうど平成20年3月からですと5年目に当たるわけでございます。そういった意味で、指定されておらない地域でも見直し等の時期にちょうど来ておりますけれども、その見直しの内容、状況等につきましてお伺いをいたします。

**西川議長** 都市整備部長。

**生野都市整備部長** 今現在、奈良県におかれましては、土砂災害防止法に基づきまして県下全域で土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定、その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれのある土地の利用状況などといった基礎調査が進められているところでございます。葛城市におきましても、指定のない旧當麻地区も含めまして、県と十分な連携を図りまして、今後、指定地域に意見が反映できるよう、協議を重ねてまいるというように思っております。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。県の方にも十分ご説明をいただきまして、十分な調査のもとに警戒区域の見直しをよろしく願い申し上げておきます。

次に、浸水被害のことについてでございます。一部の地域において浸水被害が出でおるといようなことも聞いております。これは、局地的な豪雨により、急激な河川の増水によるものであります。これは、環境の変化によって年々水かさが増加しておるといようなことも原因かと思われまます。

私が以前の一般質問でも取り上げさせていただきましたように、水田の多面的機能の減少、これが先ほど申し上げました環境の変化というところに来るのではないかなと思います。計算によりますと、10アールの水田に10センチの雨水をためるとすれば、10アールで100トンの水かさ、こういうふうになります。要するに、ゲリラ豪雨で降った雨が水田において一時貯留することで、一時的な河川の増水を防ぐことができると、こういう理論でございます。

これは、先日、8月28日に奈良県の田原本で水田を活用した貯留対策研修会が開催をされております。新聞によりますと、水田の持つ貯留機能を人為的に高めることで、大雨の際の洪水浸水被害を軽減する、いわゆる田んぼダム、これの実証実験を各市町村で行っておられるという記載でございます。この研修会につきましては、本市からも研修会に出席していた

だいていると伺っておりますけれども、この取り組みにつきましてのお考えをお聞きさせていただきます。

**西川議長** 河合産業観光部長。

**河合産業観光部長** 産業観光部長の河合でございます。よろしくお願いいたします。

増田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の田んぼダムについてでございます。近年、地球温暖化の影響と思われる局地的な豪雨等によりまして、各地で水害が発生をいたしております、重大な被害が発生をしております。これは、地域の都市化に伴いまして土地の保水能力が低下し、降った雨がそのまま川へ流れだして洪水が起こりやすい現象によるものでございます。そこで、田んぼダムが持っている水をためる機能を利用し、大雨が降ったときに田んぼへ一時的に水をためることによりましてダムのような働きを持たせ、浸水被害を軽減するといった方法が、水田を活用した治水対策であり、俗に田んぼダムと言われているものでございます。

先ほどの質問の中でもありましたように、例えば10アールで10センチ貯留をいたしますと、100トンの水を一時貯留することができる。これを、多くの田んぼで取り組むことで、洪水を抑制する効果がより発揮され、田が多い新潟県などにおきましては盛んに取り組まれている状況でございます。

この田んぼダムの仕組みにつきましては、田んぼの排水溝に穴のあけた調整板を設置いたしまして、排水量を調整することで田んぼに水をためるという仕組みでございます。ためた水を調整板によりまして時間をかけて少しずつ流すことで、排水路等の増水が軽減されるというものでございます。しかし、田んぼに浸水貯留することで外畦畔を高さ30センチ以上に補強する必要がございます。また、内畦畔をあぜ塗り等補強する必要がありまして、除草対策も必要でございます。この田んぼダムを行うことによる効果といたしましては、水田の持つ機能が強化、改善され、また農業の省力化とともに機能を活用して、貯留対策に役立てることができるものであるというものでございます。

今後、この田んぼダムにつきましては、先進事例も参考にしながら、よく検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。新潟の例を出していただいて、大変効果のある実験をしていただいているということは承りましたけれども、逆に、都市化をしておる地域での機能が特に発揮できることかなというふうに思います。いろいろ方法はあるかと思っておりますけれども、先ほどの畦を高くするという方法と、もう一つは台風間近になる豪雨時期には水位をあらかじめ低くしておいて、浸水、豪雨に備えるといったような取り組みも簡易な方法として取り組めるのではないかなというふうにも思いますので、今後、ご検討のほどよろしくお願いを申し上げます。

今お話ししましたように、年々、水田が減少をして、宅地等に変ってっております。そのようなことで、先ほど説明がございましたように、河川の水位も以前にも増して、同じ雨

が降っても水位の増加というものが見込まれるところでございます。今まで十分であった河川においても、能力の低下というものが予測をされるところでございます。そういったような、以前は浸水がなかった、しかしながら、昨年、今年と状況の変化によって低下をしておるような状況がございましたら、お伺いをいたします。

**西川議長** 都市整備部長。

**生野都市整備部長** ご指摘のように、近年、宅地開発が非常に多く行われているわけでございます。その中で水田が減少しておるという状況でございます。

なお、開発につきましては、3,000平方メートル以上の開発では、県の指導要綱の中で調整池の設置が義務づけられておるわけでございます。それ以外の開発につきましては、造成地から直接水路に雨水が入り、河川に流入されるのが現状でございます。お尋ねの、河川的能力が低下していることについてでございますが、市内には県管理の16本の一級河川があるわけでございまして、平成26年度におきましても10本の一級河川で12カ所の堆積土砂の撤去が各大字から要望をいただいております。このことにつきましては、市を通じまして県の方に強い要望をいたしておるわけでございますが、県といたしましても予算等の面もあると思っておりますが、今年度につきましては3カ所、平成27年度につきましては6カ所というように聞いておるわけでございまして、この堆積土砂をとることによりまして、河川的能力低下がないように強く要望をしまいたいというように思っております。

以上が現在の状況でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。当然、能力以下というものが予測できますので、事前の対策をよろしくお願い申し上げておきたいというふうに思います。

次に、河川の増水による浸水、洪水につきましては、先ほどお聞きしました河川能力が限界を超えて災害になるという場合と、もう一つ原因としては、井堰でのゲート並びに井出板等が正しく管理されておらない場合において考えられると思っております。各集落、自治会、水利組合等でも管理はしていただいているというふうには思いますが、管理する方が急な雨に対応できるのかどうかということ。もう一つは、対応の遅れによって大量の水が流れておる中で、または落雷時の作業においては相当危険を伴うところでございます。私自身も、地元で幾度となく身の危険を感じながら、増水した河川において井出板を外す作業をした経験もございます。今は、ゲート等をやっていただきましてそういう問題も解消したわけでございますけれども、そういった経験もさせていただきました。また、作業中に落雷によって命を失くされた方も過去に存在をしております。

私は、このような事故が発生しないような、あらかじめ事前の手だてが必要かと思っておりますが、いかがでございますか。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** 増田議員のご質問の、大雨警報等によります水路の管理体制についてでございます。

過去に水路の井出板がはめられ、大雨によりまして水路が溢水し水田に流れ込んだ、また

道路に流れ出して通行障害になった事例も幾らかございます。現在、市といたしましては、台風や大雨による警報発令時に、あるいは災害が予想される際に、各大字の土地改良区、あるいは区長に対しまして事前に連絡をいたしまして、井出板あるいはゲート類等の管理について事前対策を講じていただいております。また、有線放送や防災行政無線によりまして、事前の周知をさせていただいております。

いざ災害が起きてしまうと、市といたしましてもすぐに対応することは限度がございます。地域におきまして危機感を持っての対応をお願いしているところでございます。今後、大雨警報等によります水路の管理体制については、災害が予想される際の水路の管理体制の徹底についてのマニュアルを作成することも一考策と考えておるところでございます。その点につきましては、いかなる方法がよいのか、よく検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** 今、ご説明がございましたように、緊急な対応のできるような人員体制、これは当然マニュアル等をつくっていただいて、対応をよろしくお願い申し上げたいというふうに思いますが、もう一つは、速やかなそういう排水処理のできる井出板からゲートというふうな改修もまだ若干残っておるように聞いてございますので、改修を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、防災マップについてお尋ねをいたします。市のホームページにも出ておりますし、各市民の方々にも配布をされております防災に関するマップでございます。これにつきましては、平成21年に作成された「ガイドマップ—いざという時に備えて—」という資料でございます。

それと、もう一つ、今年3月に作成されました地域防災マップ、災害から身を守る知識と備え、こういう資料です。2本立てになっております。

今年作成されたマップにつきましては、地域の方に市の担当者、地域の担当者が出向いて行っていただきまして、きめ細かい調査のもとに危険箇所もわかりやすくこういうふうに記載をしていただいております。

この聞き取りは、当然このマップをつくるために調査をされたというふうには思いますが、住民に調査をしてアンケート調査に答えられた方につきましては、ここが危ないよというふうに警鐘をされておるといふふうに感じるわけでございます。若干、私も16、17ですか、分割されておる地域ごとのマップの温度差につきましても、地域の回答状況につきましても、相当違いがあるかなというふうにも感じておりますけれども、先ほど申し上げましたように、聞き取りをした、ここが危ないと、住民の方が言うておられたということ、すごく私は危惧といたしますか、これをつくるために聞いたんだよということなのか、危険箇所を把握するため、当然把握するためなんですけれども、修復するための調査。答える側から見ると、当然改修していただけるものだというふうな期待も込めて、質問に答えられておるといふふうに思うんですが、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

**西川議長** 総務部長。



**山本総務部長** 防災マップについてのご質問でございます。昨年度作成いたしました「地域防災マップ—いざという時に備えて—」ということで、より地域に密着したマップを作成するため、大字の区長を初め役員の方々のもとへ市職員が出向きまして、地域でこれまで過去から語り継がれてきた過去の災害歴など、避難等地域での防災に対する認識の中で生かしていただくため、また、市といたしましても防災情報の把握といった面で、この聞き取り調査をさせていただいたところでございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** 聞き取り調査による危険箇所につきましては、優先順位をつけていただきまして、対策を講じていただき、防災、要するに災害を未然に防ぐ手だてをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、自主防災組織についてでございます。

平成24年4月時点で、市内の各地域におきましては自主防災組織が100%結成されているという報告がなされておりますが、その実態につきましてお尋ねをいたします。

**西川議長** 総務部長。

**山本総務部長** 自主防災組織についてでございます。この組織につきましては、地域防災計画の中で次のように位置づけられておるところでございます。防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づきまして、平時及び災害発生時におきまして、効率的な防災活動を行う自主的に結成された組織として位置づけられておるところでございます。

平成18年度より結成が進みまして、昨年度で市内44カ大字、自主防災組織、自警団組織も含め、全ての大字で結成いただいております状態でございます。

各自主防災会におきましては、会長を先頭に消火班、避難誘導・救出班、救護班、情報収集班、給水・給食班など、それぞれの役割を分担し、災害時において応急活動を迅速かつ効果的に行うために、年1回程度訓練が行われておる現状でございます。

その訓練内容につきましては、消防署の指導のもと、消火器や消火栓の取扱い、また、救急救命講習等の開催、また、消防署職員による講話、平常時からの防災意識を高め、災害が発生したときには訓練の成果が発揮できるよう、反省会なども開かれておる現状でございます。

また、総合的な大字の訓練例を申し上げますと、一昨日の9月7日日曜日でございます。市内のある大字におきましては、子どもからお年寄りまで、総勢200人の大字の皆さんが公民館に参集なされ、大字独自に作成されました自主防災訓練のマニュアルに基づきまして、情報収集班、安否確認班、救出・救護班、避難誘導班を初め、8班の体制でもって防災訓練を実施されたわけでございます。6年ほど前から実施されており、市が主催しております地域防災訓練以上のきめ細やかな地域での実践訓練がなされ、またその後、入念な反省会もなされたわけでございます。当日は、他市の自治住民組織からの視察もあったわけございまして、本市の地域の自主防災活動の高まりを肌で感じさせていただいたところでございます。以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。100%全ての地域がこういう自主防災組織を立ち上げられておるという状況、大変立派な活動かなというふうに思います。ただ、私も地元自主防災のいろいろな担当も承っております。年1回の訓練等も実際のところ、なかなか身につく活動というものが見つからないというのが実情でございます。先ほど山本部長からご紹介がございましたような優良事例につきましては、各地域の自主防災にご紹介をいただくことによりまして、より多くの自主防災が充実した形の組織になるというふうにも思いますので、よろしく願い申し上げておきます。

今、ご紹介がございましたように、多くの地域が普段から防災意識を高めてまさかのときに備えていただいておりますというふうにも伺いましたけれども、その中の災害時の要援護者への支援についてでございます。

これは、自主防災の組織を作成するときに、私の認識でございますので、間違っていたらご訂正をお願いしたいと思いますけれども、自らが申し出られたリスト、要援護をしてほしいという申し出によってつくられたリストが災害時の要援護者リストであると、私はそのように認識しております。実際には、その地域に、要するに隣に誰が何人、どういう方が住んでおられるかということ全ての、そういう住民のリストというものが、自治会でも把握をできておるのかどうか。私の認識ではそういうリストは、個人情報関係もございまして資料としては出てこないのかなと。そういった資料を、実際にこういう災害等緊急時には必要になってくるのかなというふうにも思うわけでございます。そういった資料につきまして、お尋ねをさせていただきます。

**西川議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの増田議員の質問にお答えさせていただきます。

災害時要援護者の情報提供についてでございますが、これまではひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護3以上の方、身体障害者手帳2級以上の方及びこれらに準ずる方で支援が必要の方のうち、災害時要援護者登録台帳に登録申請された方のみを災害時要援護者として登録し、各大字の区長と民生児童委員の方々に登録台帳をお渡しし、支援をお願いしているところでございます。

しかしながら、国におきましては、平成23年の東日本大震災の教訓から、災害対策基本法が平成25年6月に改正され、市町村長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要援護者の生命または身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供することができる、この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない、名簿情報を提供するときは、提供を受ける者に対して、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるように求めると定められたところです。

しかし、個人情報の取扱いについては慎重に取り扱うこととされておりますので、その対応については十分に留意すべきものと考えております。

以上です。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。安心をいたしました。災害時緊急な場合につきましては、そういうリストも出るというお答えでございました。そういうことはあってはならないわけでございますけれども、現状そういった資料がないといった不安もございましたので、承知をさせていただいております。

続きまして、情報の伝達につきまして、お尋ねをさせていただきます。

防災ガイドマップによりますと、市では災害発生のおそれのあるときは、この1ページ、災害警戒本部または災害対策本部を設置し、避難が必要となる場合は避難情報を発表すると、こういうふうに記されております。経路は消防団、区長、広報車、防災無線または有線放送、こういった方法、手段があるということもここに記載をしております。特に、区長につきましてでございます。区長への連絡につきましては、重大な災害情報を知らせる方法という観点では、現在行われておる電話での連絡かと思えますけれども、これにつきましても迅速かつ効率的であるというふうには認識をいたしますけれども、例えば、各大字、先ほどこのリストをつくられたときには17地域というふうに向っておりますけれども、このときには市の職員2人1組になって各地域に出向いて行って、詳細な調査をされておるという説明がございました。こういったように、地域担当の市の職員をあらかじめ決めておいていただき、地域、大字への情報の伝達、それから対策本部への現場の状況報告等のパイプ役になっていただく。直接出向いて行って自ら把握していただく、区長と連携をとってそういう対策を対策本部とやっていただく、こういった方法についていかがかなと、そういう方法についてもご検討いただけないかなというのが1つでございます。

それからもう一つは、情報の伝達という意味では防災無線、有線放送、今2つの方法に地域が新庄と當麻と分かれておるという状況でございます。市全域での防災無線もしくはデジタルラジオ等の電波を使う方法、いろいろあるかとは思いますが、全域での統一した防災伝達手段をご検討いただけないかなというふうなことをお願いしたいと思っております。

市長、お願いします。

**西川議長** 市長。

**山下市長** 増田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、全般的なところからお話しをさせていただきます。先ほどからうちの職員も答弁をしております今年の台風8号、また11号におきまして、どのような対策を行ってきたのか、また、今現在、我々は台風の災害、予測される災害等につきましては、あらかじめ準備ができます。それと、突然の大雨、広島等で起こった、綾部とか福知山とかそういうところで起こった突然の大雨に対応するということと、2つの対応が考えられるんですけども、今回、台風8号、また11号におきまして、葛城市がその進路に含まれている、暴風圏域に入ることが予測される段階から、それは3日前、4日前から緊急の部長会を開きまして、その中で各区長に、今日も傍聴でおいででございますけれども、全区長のところに連絡を入れるように伝えました。それと、水利組合、土地改良区等にも全部連絡を入れて、先ほどおっしゃ

ったような井出板の管理、それと水路をきちっと点検をしてもらうということと、ため池、農家の都合もあるでしょうけれども、大和川分水で水が十分に行きわたっているようなところでありましたら、例えば水位を調整していただいて、大雨が来ても調整池として活用できるように水位を見てくださいというようなことを、全区長、全水利組合、土地改良区に連絡を2日前、3日前にさせていただき、なおかつ、バスの停留所等外に出ているような看板を寝かせるとか、ものが飛ばないようにというような管理の徹底、そしていつも大雨が来たときに越水をするような場所が市内にも幾つかございますので、その大字の区長には土嚢を準備させていただいてそれが必要かどうか、必要であるならば市役所の方からそれを運ばせていただくということで、市内何カ所か土嚢をあらかじめ、2日前、3日前に運ばせていただいて、準備をさせていただきました。その後、実際に台風が来て、8号のときは、対策本部は立ち上げませんでしたけれども、準備段階で職員を集めて、その前に警報が出た段階ではうちの総務の担当とあと現場の担当の人間がすぐ集まりまして、市内の警戒に入ったりとか情報の収集に当たっておりましたので、その情報をもとに災害がどのぐらい予測されるのかということを確認した上で、8号の場合は何もございませんでしたので、そのまま解散をさせていただいたんですけれども、そのときに、いろいろと各大字内の連絡とか各部署、災害対策本部を立ち上げた場合に部ごとに役割を決めております。それが、マニュアルが徹底されているのか、足りないものはないのかどうかということ、一度リストアップをして、それを1週間後の部長会で報告をするようにという形で、そのマニュアルの中身を濃くしていくような作業に入らせていただいた。11号が来たときには、実際に災害対策本部を立ち上げましたので、その前段階の準備、それも8号と同じようにさせていただいた上で、災害対策本部を立ち上げ、それから私と副市長で全区長に一度連絡を入れまして、要援護者等に関して、この方々のリストは区長が持つておいででございますので、その方々がもし逃げなければならない場合は誰がそこに出向いてその方を避難させるのかということも含めて検討しておいてくださいということ、私らの方からお願いをさせていただきました。実際、土壌雨量が超えるような予測される地域が出てまいりましたので、山側の区長、山手の区長だけでございましたけれども、まず市内全域に避難準備情報を出させていただいた上で、山側の区長方に対して自主避難ということを促して、各区長ごとに電話をかけさせていただいて、大字の公民館をあけさせていただいて、そこにうちの職員を派遣するから避難所の開設をお願いしますということで連絡をとらせていただき、水、食料等も準備をさせていただきながら、区長と打ち合わせをさせていただいて、どのような形にしていくのかということを図らせていただいたということでございます。

幸いにして何事もなく、一部土砂が崩れる等の被害はございましたけれども、人命とか大きな被害はなく過ごさせていただきましたので、翌日の夕方に解散をさせていただいて、各区長方にお礼を申し上げたところでございます。

これを、あらかじめ職員を配置してということでございますけれども、44大字がございますし、44にそれぞれ1名ないし2名、人を張りつけるということは、少ない職員の数の中で初動体制としてはかなり厳しいところもあろうかというふうに思います。現在は、初動期に

において市内15班体制で調査班を組織し、いろいろと巡回等警戒をさせていただいているところでございます。今おっしゃっていただいた意見も参考にさせていただきながら、より迅速に住民の皆さん方に連絡ができるようにしてまいりたいというふうに思っておりますし、今、言ったのは台風の場合はあらかじめ、本当にこれはあらかじめ準備ができますので、それについて区長とやりとりができるんですけれども、この間も42.5ミリの大雨が1時間に降りました。ここまではなんとか耐えられる雨量だと思うんですけれども、これに100ミリとか200ミリとか、本当に対応ができないような雨が降ったときにどうしていくんだということが、我々これから検討していかなければならないことだというふうに思っております。このあたりも、先進事例等しっかりと勉強しながら、住民の皆さん方に安全をどうやって守るのかということを重視して、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

あと、有線放送、防災無線のことでございます。現在検討中でございます。葛城市だけではなく、近隣の市町村と一緒に、たくさんで整備をすればより安く整備することもできますので、そのあたり、葛城市が今、音頭取りをさせていただいて、近隣の市町村の担当者呼んで勉強会をさせていただいて、どのような形で安価で安全なように、また持ち運びがしやすいようなものを整備ができるのか検討中でございます。ある程度固まってまいりましたら、また議会の方にご報告をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まだいろいろとご心配の点もございましょうけれども、またご意見等おっしゃっていただきながら、さまざまな意見を参考にして、よりよきものにしていけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**西川議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。日ごろの職員のご努力に感謝を申し上げたいと思います。こういったような対策によって、葛城市の被害が最小限に抑えられておるということをご認識させていただきました。

災害は、人の命、それから財産、こういったものを奪うものでございます。日ごろから、先ほど市長からも述べられましたように、市民一人一人が防災に対する意識を持っていたくということと、行政としてできる最大限の対策を講じていただきたいというふうに思います。

例えば、国交省が現在進められております、先ほど市長の方からも若干よく似たニュアンスのご説明がございました、タイムラインといったような仕組みでございます。これは、いつ誰が何をやるかということをおあらかじめ文書化したものでございます。国、県、市町村、自治会がどのような役割分担で何をやるかといったものを、具体的に文書化した事前防災行動計画といったような取り組みでございます。情報については、抽象的な情報ではなく、災害現場が迷ったり悩んだりしないような、伝わりやすい具体的な指示のできる体制をお願い申し上げておいて、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**西川議長** これで増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時10分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

**吉村議員** 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を得まして、これより一般質問をさせていただきます。

まず初めに防災について、質問させていただきます。防災につきましては、先ほど増田議員の方からも質問されましたけれども、重なる部分を除きまして特に山麓地域の防災についてを中心に、何点か伺ってまいります。2番目に、緊急時の放送についてです。火災発生時、また迷い人の放送について伺ってまいりたいと思います。一問一答方式で行わせていただきます。

なお、これよりの質問は質問席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** それでは、質問に入らせていただきます。

先月の8月9日、台風11号の影響による大雨警報が気象庁より発令され、先ほど市長の方の答弁にもありましたように、山麓地域の各大字に対しては自主避難として一時避難所となっている各公民館への避難を主として呼びかけられました。予報が出た早めの段階から、たとえそれが空振りに終わったとしても、ある一定の基準を設けて避難を促すということは、広島の土砂災害の状況を見ても重要なことだというふうに思います。

ただ、どんな災害に対しても一時避難所は各大字公民館ではなく、今回のように山の土砂災害のおそれがある場合は、マニュアルどおりでは危険なところもあります。大字山口や梅室は公民館ではなく特別養護老人ホームを指定されていましたが、例えば豪雨により平岡のあのうず高く積まれた土砂が崩れた場合、隣接の民家を直撃することも考えられます。もちろん、大字平岡の公民館に避難することの危険性もご理解いただけたと思います。さらに、すぐ下の上新池に土砂が流れることによる鉄砲水が、大字笛吹の民家はもちろん、笛吹の公民館にも大きな影響を与えることも考えられます。

こういったことを考慮しますと、広域避難所の指定がされている葛城市市民体育館、あるいは山から離れて山麓線より東、下の忍海小学校等、臨機応変の対応が必要ではないでしょうか。一時避難所のあり方を含めたマニュアルづくりの見直しの検討をお願いしたいところです。

このことについての考えを伺っておきたいと思います。

**西川議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 失礼します。総務部の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの吉村議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

避難所の開設につきましては、災害により人的被害の発生する可能性が高まった状況で、緊急に避難が必要と判断されるような事態に至った場合、一時避難所であります各大字の公民館を区長初め役員などと連絡調整をとりながら開設することとなっておりますのでございます。現在、市では60の一時避難所があり、そこに避難者の方は一時的に集合していただき、待機して様子を見ていただくこととなるわけでございます。そして、更にこの人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況となれば、市内13カ所に指定しております小・中学校の体育館を初め、ゆうあいステーションやいきいきセンター、各スポーツセンターなどの広域避難所への避難行動をとっていただくこととなるわけでございます。

お尋ねの一時避難所でございます。各大字の公民館につきましては、昨年度、各地域に密着した地域防災マップを作成するに当たり、大字の区長を初め、役員の方々のもとへ市職員が出向きまして、過去の災害歴など聞き取り調査する中で、一時的に避難する地域の場所として大字の公民館を一時避難所と定めていただいておりますのでございます。

今回の台風11号接近に伴いまして、市といたしまして初めて山麓地域の大字の皆さんに自主避難を、さらに気象状況を見た中での判断に基づき、市内全域に避難準備の情報を発令させていただいたところでございます。避難に当たっては、大字の区長と調整をとりながら、大字公民館に避難をいただいた大字、また近くの特別養護老人ホームに避難された大字、またゆうあいステーションに避難された大字もあったわけでございます。このように、市といたしましては、何が何でも一時避難所にと決めつけておるものでもございません。大字区長と調整をとりながら、臨機に避難いただければと考えておりますのでございます。

避難勧告発令に至らないまでの自主避難、避難準備の状況下での避難所として、一時避難所以外にも、現在、ゆうあいステーションや、いきいきセンターの開設も検討しておりますのでございます。また、公的な避難所以外にも今回の広島の土砂災害で報道されておりますように、避難する時間帯また風雨の状況等の中、決められた避難所へ避難することがとても困難な場合などにおきましては、少し離れた隣近所の家に避難させてもらうのも1つの避難の仕方であると、こういうこともこれからは頭に入れておかなければならないと報じられておるわけでございます。臨機の判断が行政だけでなく個人においても必要とされる中、避難所のあり方を今後十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** お答えいただきまして、ありがとうございます。例えば、地震が起こった後の一時避難所というのであれば、今、指定している各公民館に避難していただくということはいいというふうに思うんですけれども、ただ今回のようにこれから起こり得るであろう災害に対しての一時避難所になると、予測される災害に応じた避難場所ということが考えることが重要になってくるというふうに思います。指定の場所に、広域がいいですよと行って、行ったからといってそれで絶対大丈夫ということはないんですけれども、そのときの状況、そしていろいろな情報等を集約していただいた中で、その時点で一番安全であろう場所に住民の方々に避難していただくということが大切で、また、今、答弁いただきましたように、個人において

も臨機の判断が求められるということも十分に市民の皆さんにも周知していただきたい、そういう啓発も含めて、ぜひ避難所のあり方について今後十分検討していただきたいというふうに思います。

また、今回の自主避難に至るに当たっては、山の土壌雨量指数、いわゆる土に含まれる水の量が過去最大になったということを出されたものです。自主避難ということで、最終的には各区長や役員、あるいは各住民の判断でということになるわけですが、こういったことの判断材料の1つとして、ある住民の方は高田土木事務所のホームページにあります葛城市の雨量状況を活用された方がいらっしゃいます。ここなんですけれども、地域によって分かれていて、ここは香芝市から御所市間の観測局があらわされているんですけれども、この中の葛城市のところ、2カ所ありますが、これをクリックしますけれども、ただ数値としてあらわれてこないんです。この中であらわれているのが香芝市の穴虫と御所市の北窪、その2点だけが数値としてあらわれて、あとは米印で、ないわけです。こういうふうに観測局名が、葛城市には寺口と竹内というふうに記載されているのに、数値があらわれていないということになると、これはどういったことなのかということです。これが活用されていない、活用できないということになってきます。このこと、この観測局、これはこのホームページからですけれども、ほかにもこういった葛城市の気象状況がわかるものもあれば、あわせてこの件と一緒に示していただきたいというふうに思います。

**西川議長** 総務部長。

**山本総務部長** 気象の雨量に関する計測機器にご心配いただいております。

まず、ただいま示されました高田土木事務所ホームページの掲載に上がっております寺口、竹内に設置されております雨量計についてでございます。こちらの雨量計につきましては、奈良県の砂防課所管のものでございまして、現在、稼働中止となっております。技術の進歩等により雨量計の精度が高まったことなどによりまして、近隣基地局のデータを使つての運用がなされておるとのことでございます。このため、寺口、竹内の情報欄があるにはあるんですけど、データの表示されておらない、こういうことでございます。

次に、市内の設置されておりますほかの関係機関の雨量計の件でございますが、県の砂防課の所管の雨量計については以上のような状況でございますが、市内にはほかに雨量計がございます。まず、気象庁が設置されております雨量計、こちらにつきましては寺口の水道の受配地の敷地でございます。また、国土交通省大和川河川事務所所管の雨量計につきましては、白鳳中学校に設置されておるわけでございます。さらに、県の河川課所管の雨量計につきましては、本市の近くでは葛城山頂の高原ロッジに設置されておる、こういうことでございます。これらの雨量計のデータにつきましては、気象庁の方に送られていく流れとなっております。そして、気象庁につきましては、気象レーダーによります面的な雨量、これを観測されておるわけでございますが、これにただいま申し上げました気象庁初め関係機関設置の雨量計によるデータを分析して補正をかけた解析雨量、この解析雨量でもって先ほど申された土壌の雨量の状況、また気象によります注意報、警報等を発令されておる、こういう状況でございます。



以上でございます。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** 詳しくお答えいただきましてありがとうございます。今、部長のお話では、雨量計の精度がよくなったのでこの寺口、竹内の部分は近隣の、これで言いますと穴虫と北窪のデータで把握できるということで稼働していないということなんですけれども、ほかに今おっしゃった国交省河川課、それから気象庁、そういったデータが気象庁に全部集約されて解析されるというわけなんですけれども、今後もこういった自主避難の判断材料としてネットを使ってこういうふうに調べる方も増えてくると思うんです。だから、こういった状況、このデータがもし明記できるのであれば、葛城市のホームページの防災のところからリンクできるか、何か数字を示せるようにするように、それは検討いただけたらなというふうにも思います。

いろいろな方がいろいろされて、本当に自分が今、行っていいのかどうかというのも、自主避難されるということは本当に判断を求められますので、そういったことも十分に配慮をこれから願いたいというふうに思います。

次に、先ほど問題になりました平岡の土砂の山についてなんですけれども、先に述べました広島県の災害は、これは今回の災害につきましては、山の裾のぎりぎりまで開発をしたことによることも1つの要因であると思っております。まあ言えば人災というところもあるというふうに思います。そういった点から言いますと、平岡の山も何かことがあった場合、これは人災と言わざるを得ないということになります。

本年3月議会でも質問をさせていただきましたけれども、その後の経過についてをお伺いしたいと思います。

**西川議長** 河合産業観光部長。

**河合産業観光部長** 産業観光部の河合でございます。

吉村議員のご質問にお答えいたします。

平岡区の盛り土の箇所におきます現状についてでございます。以前、平成26年の3月の議会の一般質問にもお答えさせていただいておりますが、それ以降の現状につきまして、お答えをさせていただきます。

平成26年3月28日におきまして、市及び農業委員会並びに大字平岡区の役員が出席のもと、施工業者に対しまして今回の盛り土行為に対しての経緯、また今後の事業計画についての事情聴取を行ったところでございまして、その上、ため池、農道、水路等に対しての盛り土行為に起因する影響についての行政指導と、事業計画書の早期の提出を求めたところでございます。その後、4月1日付をもちまして、市農業委員会に対しまして、事業計画書が提出されたところでございまして、その事業計画の内容といたしまして、搬出を優先して今年12月末までに転用許可部分の盛り土されている土砂の3分の1を搬出するとしておるところでございます。計画の工程表では、平成26年6月より平成28年3月までの22カ月間におきまして、毎月900立方メートルを搬出し、計1万9,800立方メートルを搬出する計画のものでございます。搬出に当たりましては、平岡区から指摘されている搬出時間等の諸事項を遵守し、現在、搬出が行われているところでございます。また、搬出量につきましては、計画工程に基づき

搬出をされておりまして、6月以降の搬出量につきましては市及び大字平岡区にも報告をされておるところでございます。なお、3カ月ごとの協議をするということにされております。施工業者と大字平岡区との協議につきましても、事業進捗を含めました中で、現在、協議をされている状況でございます。

また、5月27日には大字平岡、笛吹、山田の区長並びに市が、梅雨を間近に控えた中での大雨に対する災害防止対策を中心とした指導を、施工業者に対し行っておるところでございます。

その後におきましても、台風による大雨警報の発令等の際におきまして、大字と連携しながら現地の状況その都度確認し予防対策に指導を行ったところでございます。また、農地法に基づきます是正指導につきましては、県の農業委員会の担当課と市の農業委員会が調整を行いながら、施行業者に対し行政指導を行っているところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** 経過についてお答えいただきました。そして、もう一度、今後の取り組みについて、今後どのように対応それようとしているのかも伺っておきたいと思っております。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** 今後の取り組みについてでございます。市といたしましては、近日中に施工業者と市及び大字関係者が再度事業の進捗及び今後の予定などを協議いたしまして、また計画工程表に基づいた搬出をするよう、施工業者に対し指導をしまいたいと考えておるところでございます。また、農地法に係ります転用の件につきましては、県の関係課と農業委員会が連携をしながら、行政指導に当たることとなっております。災害防止の観点から、施工業者には十分な災害防止対策を講ずるよう指導をしまいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** 一般質問以来のことを、それから今後のことを部長からお答えいただきました。土砂の搬出については、ちょっと見ていましたら、大字区長の方にも月ごとに報告されていますけれども、見ていましたら、天候の関係もあつてか余り計画どおりには進んでいないというふうに見受けられます。いろいろ市の方も動いていただいているということですので、今後も経過を見たいというふうに思いますが、近隣住民の不安が消えるまで、フォローの方をよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、先ほど、山の開発が災害の要因の1つでもあるというふうに言いましたけれども、広島の大災害の大きな要因の1つとして挙げられるのが、土質が、花崗岩が風化してできた真砂土であったということだというふうに思います。葛城市の西山も脆弱な地盤であつて、まさしくこの真砂土ということになります。大変地すべりがしやすく、災害が心配されますが、広島の大災害のようにならないためにも、何らかの対策が必要だというふうに求められます。実際、昭和57年には葛城山の土砂の崩壊により、兄川や安位川に土が流れ込んだという災害

に見舞われたことがあります。一步間違えれば、大字梅室は大きな被害に遭ったであろうというくらいの状況であったというふうに聞いています。こういったことへの防止策として、以前、砂防堰堤が建設されていますけれども、ところがせつかくの砂防堰堤も土砂がたまり、堰堤としての用をなしていない状況であります。

そこでまずは、このたまった土砂を搬出することから考えてはいかがでしょうか。これについて、ご意見を伺っておきたいと思えます。

**西川議長** 生野都市整備部長。

**生野都市整備部長** 都市整備部の生野でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの吉村議員お尋ねの件でございます。これにつきましては、安位川と合流する兄川の件をおっしゃっているというふうに思っております。まず、葛城市内には8河川で20基の砂防堰堤があるわけございまして、その堰堤の種類といたしますと、不透過型が17基、これにつきましては土砂堆積を搬出しない堰堤でございます。そして近年は、透過型と申しまして、土砂を自然として流し出すという透過型が3基あるわけございまして、お尋ねの兄川水系につきましては、山口に2カ所、梅室に1カ所の堰堤があるわけございまして、いずれも不透過型の堰堤でございます。山口の堰堤につきましては、上流部に土砂を蓄積するための治山堰堤等があるわけございまして、土砂の蓄積は比較的少ないように思っております。

議員がご指摘の件につきまして、梅室の堰堤につきましては、単独の堰堤でございます。今現在、幾分か土砂の蓄積が見受けられるということございまして、県の方とも十分協議を行う予定をいたしておるわけございしますが、何分、不透過型の堰堤の管理につきましては県の単独事業になるというようにも聞き及んでおりますので、今後は堰堤の状況を十分確認しながら協議を行ってまいりたいというように存じます。

以上でございます。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** お答えありがとうございました。新たに建設となるとかなりの費用もかかりますから、これは県の単独事業ということであれば、砂防課の方に強く要望していただきたいというふうに思います。

それからもう1点、これも以前から言っていますけれども、山の整備についてです。戦後の需要から山の木を根の浅い針葉樹の植林に切りかえたこと、これが災害に弱い環境をつくってしまったということになると思います。これも今回の災害の要因の1つであり、人災であるとも思っています。つい先日、鎌倉市の職員とお話しする機会があり、災害の話になりましたけれども、そのときにおっしゃっていたのが、過去に鎌倉市で森が動いたということをおっしゃっていました。針葉樹の植わった山の地すべりをそのように表現されていたわけですが、針葉樹を広葉樹に植えかえることは、何度も言っていますけれども、災害に強い山にすることというだけではなく、治水にも大きな影響を与えます。鳥獣害から山を守ることも、また景観のためにも進めるべきだということも何度も申し上げております。この点について、改めてお伺いしておきたいというふうに思います。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまのご質問についてでございます。本市の行政面積の3,373ヘクタールのうち、森林面積につきましては1,331ヘクタールでございます。本市の39%を占める森林につきましては、生産機能だけでなく洪水の緩和や水質浄化などの治水機能、また多面的な機能を有しております、これらの機能を通じまして地域住民の生活と深く結びついておるところでございます。本市の山林には木材としての機能である生産機能が希薄であります、良好な景観の回復や自然環境の保全、また水源涵養の増進などを発揮させる森林としての環境保全林として位置づけられておるところでございます。先ほどからも話がございますように、本市の人工林につきましては1,331ヘクタールのうちの1,073ヘクタールございまして、15年生から55年生の人工林につきましては593ヘクタール、全体の55%を占めておる、その中の部分につきましては杉、ヒノキが主なものとなっております。地域の目指す森林資源の姿としては、適切な森林施業の実施や山地災害の防止、また鳥獣害の被害対策、森林の保全活動等の取り組みを推進することで、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮される状態を目指すものでございます。

以上のことなどを踏まえまして、平成26年度におきまして、従来から行っております杉、ヒノキ等の間伐事業、また里山の竹林や雑木等を整備する獣害に強い里山づくり事業に加え、地域の方々が里山を身近に感じてもらう森林とのふれあい推進事業や、広葉樹の植栽を行いながら森林の景観の向上を目指した植栽による景観向上推進事業に取り組んでまいりたいと思っております。

また、山地の崩落防止につながるべく、本市における山林の荒廃状況の調査を手がけるとともに、山麓地盤を安定させるための土留や水路工事等の予防治山の事業を、市の関係各課や奈良県とも十分協議を行いながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** 山の整備の必要性につきましては、先ほど言いましたように鎌倉市の職員の体験談や、また広島映像を見て更に思いを強くしました。今、部長がお答えいただいたように、具体的にも少しずつ進めていただけるということですので、この治山事業にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、市長にいろいろなことを私質問させていただきましたけれども、山麓地域の崩壊防止対策について、今後どのように取り組んでいただけるのかをお伺いしておきたいと思っております。

**西川議長** 市長。

**山下市長** 山麓地域の防災対策等につきまして、今、部長が答弁をさせていただきました。避難所の検討につきましても、いろいろとご指摘をいただいております。今回、先ほど増田議員の質問にお答えをさせていただきましたように、山麓土砂災害が起こり得る可能性の高い大字に対して、私と副市長と手分けをして、私は新庄側に、副市長は當麻側の区長のところに、

全大字連絡を入れさせていただいて、その上で自主避難ができる避難所の開設をお願いしました。そのときに、場所の指定につきましては、一時避難所、ここでのよろしいですかということも、私らの方から確認はさせていただいております。中には梅室や山口のように、うちのところは土砂災害が、警戒がされるから、特別養護老人ホームに行かせてもらいたいというお願いをされた大字もあったわけですし、今おっしゃっていただいている平岡地区の場合は、役員と相談をしてここでも、たとえ若干崩れたとしても問題ない、大丈夫だということで、役員の皆さん方が大丈夫だということで、自分たちでここを開設するんだということをおっしゃっていただいた。過去の経験やまたその土地の状況等を鑑みて、選んでいただいた場所だというふうに認識をしております。それぞれ、よりよきところというところを考えれば、また区長に連絡をする際にご相談をさせていただきながら設置をしていくべきだろうと思います。今回もそのような判断に基づいてやっていただいているとは思っております。情報は最大限、うちが持っている情報としては土壌雨量がこういう形になっているので避難所を設置してくださいという形でお願いをしてまいりましたので、持っている情報を、全てカードを出した上で判断していただいている。懸念すべき材料も含めて、提案をして判断をされたというふうに思っております。

また、山の問題につきましては、確かに葛城山、西山の場合は、急傾斜地に針葉樹が、余り間伐をされずに残っているというのが大きな不安要因であるということも間違いのないところでございますけれども、葛城市の森林組合は600名を超す組合員がいる、なかなか他に例を見ないような所有者が多数存在する山ということで、これは吉村議員が何度も議論している中でご承知をいただいております。森林組合の中でもお話しをさせていただいて、この間伐等についてどうしていくのかということを担当の池原課長から説明をし、場所の設定を区域の設定も確実にしないままでも間伐ができるということも含めて、アナウンスをさせていただき、それでもしていただきたいところから手をつけさせていただいております。しかしながら、1件当たりの所有面積が山林では珍しく3反、4反ぐらいの面積の所有者がかなりいらっしゃる状況の中で、全ての方々に山林の手入れをしてくださいと言ってもなかなか進まない。こういう言い方をすればあれですけども、高度経済成長の時代で、木で家をつくるとかということが主流でしたら、価値があったから手入れをしてもよかったんでしょうけれども、ほとんどの木の価値が下がり、手入れをするところに手間がかかる、また持ち出しのための道路がない、これを、ヘリコプターを持ってきてやると赤字になってしまうというようなことも含めて、なかなか森林組合の中でも間伐の進捗はかどらないというのが現状でございます。

今後は、先ほど言いましたように、土地の確定はしないままでも間伐ができるとか、補助金が入るとかということは何度も何度もしっかりとアナウンスをさせていただきながら、そうは言いながらも所有者は市ではございませんので、所有者の意向に訴えかけ、できるだけやってくださいということをお願いし、できるように努力をしていくということしかないというふうに思っています。葛城市でも年に1回、うちの職員が確認をしておりますけれども、学校林、中学校等の建てかえのために植えた木も、御所市の境界の近くにあるわけでござい

ますけれども、その間伐等含めてどのようにしていくのか、今後さらなる検討を重ねて、森林等の崩壊を未然に防げるようなアナウンスを努力してまいりたいというふうに思っております。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** 市長からお答えいただきました。一時避難所に関しては、区長と相談の上というのは私も理解しているんですけども、今の気象状況というのは、いつどうなるかわからない。そして一時避難所に避難して、途中で大雨になってそこから広域避難所に移るということが難しい事態も起こり得ると思うんです。ですから、こんな場合は山から離れたところに最初からというのも、一度考えていただきたいというふうに、私は思って質問させていただきました。

それと、森林についてはいつも市長がお答えのとおり、所有者の問題とかいろいろあるわけですけども、広島今回の状況を見ていますと、森林組合の方も何とかしないといけないということも理解されると思いますし、今、理解を求められやすい状況にあると思いますので、市もできるところから今していただくということですので、そういうこともまた森林組合でも強くお話ししていただけたらなというふうに思います。

今回の広島の事例は30年に一度の異常気象によるものという報道もありましたけれども、ただ、今後もこういった予測のつかない気象はあると考えるべきです。これを機に万全の備え、対策をお願いしておきたいというふうに思います。

では次に、緊急時の放送についてお伺いします。

火災や迷い人の放送について、まずはどういったことを放送するのか、規定などがありましたらお示しいただきたいと思います。

**西川議長** 吉村企画部長。

**吉村企画部長** 失礼いたします。企画部の吉村でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの吉村議員のご質問にお答えさせていただきます。

緊急放送時の放送内容の基準的なものでございます。

まず、火災の場合についてでございます。火災の場合につきましては、消防署の方から一報の連絡がございまして、放送の内容でございます火災場所につきましては、消防署からの連絡によりまして、大字名と公の施設等の目標物がわかればこの目標物の付近という形で放送を入れさせていただいておるところでございます。

次に、迷い人の場合についてでございます。この場合につきましては、関係者の方からの連絡によりまして、放送させていただいておるわけでございます。放送の内容につきましては、迷い人の特徴を入れまして、放送を流させていただいておりますが、この特徴の内容でございますが、年齢、性別、不明となった日時、場所、どの付近ということでございます。そして、身長、体型、髪型、服装の上下とその特徴、色、そして帽子の有無という内容となっております。

以上でございます。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** 今、規定の方をお話しいただきましたけれども、先般の8月5日の早朝、大字北花内でマ

ンション火災がありました。まず消防署からのプリメールで、北花内で建物火災発生と送られてきました。その後、有線放送で「大字北花内付近で火災発生」とありました。ただ、これで本当にこれだけで消防団員がすぐに迷わず現場に駆けつけることができたのでしょうか。以前でしたら、「大字、どここの誰々さん方より出火とありました」と。個人情報のごとくが今うるさく言われていますけれども、個人情報の保護の観点から個人名が出せないのであれば、今回の場合でしたら、せめて目標物であるJR新庄駅付近マンション火災でもいいわけです。例えば山田のように狭い地域なら、山田で火災と言えば山田に向かって消防団員の方が走っていただいたらいいわけですが、北花内のように広い面積を有する大字でしたら、例えば24号線よりも東なのか西なのか、南北でもかなり広い範囲がありますので、初期消火にこれが間に合うのか、影響がないのかという懸念があります。また、消防関係でなくても例えば今回の北花内の火災でしたら、私の主人の母が北花内に実家がありまして、放送で「北花内で出火となります。建物火災となります」と。飛び起きて、「どの辺やろう」という話が出てきたわけです。こういった市民の方の中にも、特定がされないのかえって混乱を招くということになったのではないかというふうに思います。

それと、迷い人の放送に関しましても、男女の別、そして衣服とか、今、規定のことをおっしゃってくださいましたけれども、これも氏名の公表は最近はされていません。以前でしたら、これも連絡先、氏名の公表もあり、連絡先として何々さん宅までというふうに記憶しています。連絡先までというのであれば、せめて氏名は明らかにすべきだというふうに思います。特徴を見てこの人かなと思ったときに、声のかけようがない。認知の方で場所がわからなくなって町の中をうろうろされている場合でも、自分の名前、氏名を言われたときには何らかの反応を示されるというふうに思いますので、これは事故が起こらない、人命が大事という、優先ということになりましたら、氏名だけでも明らかにすべきだというふうに思いますけれども、この点について伺っておきたいと思います。

**西川議長** 企画部長。

**吉村企画部長** ただいまのご質問でございます。まず、緊急時の放送である火災についてでございます。現在、火災時の放送につきましては、消防署よりその一報が入るわけでございます。この一報に基づき、火災発生のサイレンを吹鳴いたすとともに、有線放送あるいは防災行政無線によります放送を流させていただいておるところでございます。また、携帯登録いただいております消防団等関係者の方々には、消防署からプリメールにて火災発生の一斉メールが寄せられる仕組みとなっているところでございます。

ご指摘の放送の内容でございますが、過去におきましての誤報やあるいは勘違いの認識、また個人情報保護審査会での答申をも重んじた経緯の中、現在に至っているところでございます。

なお、消防団への伝達内容につきましては、より詳細で内容に発信させていただく旨を消防署の方から連絡を受けているところでございます。

また、迷い人の放送につきましては、こちらにつきましても、過去の経緯あるいは個人情報の保護といった面から、現在に至っているわけでございます。

以上でございます。

**西川議長** 吉村君。

**吉村議員** 火災の件に関しまして、これは平日の昼間の緊急時の放送だったら別だというふうに思うんですけども、今回の火災もそうですけれども、当日直の方の対応の場合、今年6月から嘱託職員がその業務を担当されることになったわけですけども、本当に葛城市の地図に明るい方が担当されているのかということです。これは、マニュアルによって消防署からの連絡を受けてそのまま放送をされているんだろうというふうに思いますけれども、もしこれが、職員の方が受けたら、自分が走れるのかどうか。北花内で火災となった場合、もし私が職員でしたら、北花内の火災というたらそれだけでは走れないから、もうちょっと詳しく言ってくださいというふうに言うと思うんです。ただそのまま流したら、そしたら問い合わせも来るだろうということも予測されると思うんです。北花内のどこですかということで。そういうことを思うと、もっと詳しく教えてくださいと消防の方に問いただすということも必要だろうというふうに思いますし、もっと言えば、もっと葛城市のことをわかっている消防署の方が、もっとはっきりと明確に特定できる場所を示すべきだろうというふうに思います。

個人情報というのであれば、個人のお宅ではなくて、先ほどのように公共の場所とか、何か目標となるところがあるというふうに思いますので、その辺を注意してこれからは特定できる、これで聞いて自分が走れるかどうかという判断も、それからその嘱託職員の方にもそういうことも研修していただくなりして、はっきりとした場所、駆けつける場所がすぐわかるように対策を講じていただきたいというふうに思います。

このことについても、市長の方にお伺いしておきたいというふうに思います。

**西川議長** 市長。

**山下市長** 先ほど部長が申しあげましたように、火災の場合は大字名とわかれば何々付近という形で放送するというふうに申しております。そのようにさせていただくということで、これはいつもどおりでございます。消防団につきましては、より詳細な情報を流していく。無線であり、また個人のところに連絡をしていくということのをこれからよりわかりやすくやっていくような方法をとっていくということで、消防署の方から聞いておりますので、そのようにさせていただくということです。

私もこれを議論いたしましたけれども、過去何回か、何々宅と言ったところで、間違っ、誤報によって、その方のところに大変なご迷惑をおかけしたということであったりとか、また、その放送をすることによっていろいろと周りから人がたくさん見に来て、本来の消防活動がしにくくなってしまいうようなことも懸念されるということも含めて、過去、個人情報保護審査会の中でいろいろと検討された結果、合併のときにその内容等については、詳細は言わない方がいいだろうというようなことになったというふうに聞いております。

ただ、おっしゃるように消防団に対してはより詳細な情報をいち早く流していくべきだろうというふうに思いますが、市民全体に対して詳細な情報というのは提供しなくてもいいだろうという判断に基づいて、こういう形でさせていただいておるということでございます。



西川議長 吉村君。

吉村議員 今回の場合も何々付近ということで、北花内付近というふうに、実際に放送されました。

先ほどから言っていますように、北花内付近では本当にわかりにくい。メールも北花内、建物火災になっていました。消防の方には別といいますけれども、消防の方も外で働いていて、放送、サイレン鳴って北花内と言ったときに、また別に来るというのもどうかと、そのときに同じように言えば、特定すればいいというふうに思います。何々様方という個人名はやはり出さない方が、迷惑もかかるかもしれませんけれども、先ほど言いましたように、距離があっても何かの目標物で定められるというふうに思いますので、それは今後検討していただきたいなど。私、ご近所の方からも言われたんですけども、友達もいるんだけど、あんな北花内だけではわからへんやんというて言われたのも確かなんです。本当に北花内だけでは、先ほども言いましたけれども、問い合わせがまた必ず来て、その対応にもかなり大変なものになるというふうに思いますので、これからこれは、やはり迷い人もそうですけれども、人命が大事ですので、今後のことをもう一度検討願いたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 先ほども言っておりますように、大字と目標物があれば目標物も含めてこれから放送すると言っております。それと、プリメール等は検討していかなければならないというふうに思いますけれども、市民全体に対して詳細な情報というのは流せないというところもございしますので、火災の場合については第一に考えていかなければならないのは消火、これが第一。人命救助というのが第一でございします。それ以外の情報というのは不要だというふうに私は思いますので、気になるという方もいらっしゃると思いますけれども、救急車またそういう消防車等の通行の妨げにならないように、余り特定をしてたくさんの方が集まるような状況というのをつくるべきではないというふうに思います。

また、ここは我々行政が、もう昔の流れとは違う、個人情報をごとまで保護するのかというのは、これはテーマだと思います。しかし、先ほどの避難のときにも要援護者等について、どこまでの情報を開示していいのか、もう危ないからと言って情報を全て流してしまっ、何もなかった、空振りやったときに、何であんな情報を流されてんとなってしまうと、また逆に問題になってくるというのものもあるわけです。やはり、個人情報等に関しては、さまざまな形で議論されておるところでございしますし、慎重にならざるを得ないというところもあります。公共放送で名前を一度流してしまっ、それを取り返すことはできませんので、そのことも含めてご家族の心情等も考えながらやっていかなければならないということもあるわけでございます。吉村議員がおっしゃっているのも一理ございしますし、我々が受けて立たなければならぬところも、どうやってご家族のプライバシーを守っていくのかということも考えていかなければならない。そっちにも理があるということで、相克の中で検討して、現在の状況の中では名前を出さないという判断をさせていただいている。それも個人情報保護審査会にかけさせていただいて、その中での判断だということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

西川議長 吉村君。

**吉村議員** どちらも人命が優先ということには変わりないと思うんです、考え方は違えども。ただ、迷い人の方ももし、例えばご家族の許しが得られるのであれば個人名を出していただくという方向に、それは進めていただきたいと思います。余りにも今は個人情報保護ということ、観点が騒がれすぎて、本当のところはどうなんだろうかという疑問に思うことも多々ありますので、これから検討願いたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**西川議長** これで吉村優子君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後2時00分

**朝岡副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、3番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、川村優子君。

**川村議員** 皆様、こんにちは。川村優子でございます。お昼からもどうぞよろしく願いをいたします。

朝夕、本当にしのぎやすくなりました。皆様におかれましては、そろそろ温かい食べ物をとるなどして少しずつ夏の疲れを回復させていただきたく思っております。

ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。質問の内容は、子ども・子育て支援新制度について、もう一つは葛城市女性消防団について、この2点でございます。

これよりは質問席でさせていただきます。

**朝岡副議長** 川村君。

**川村議員** それでは、始めさせていただきます。

全ての子どもたちが笑顔で成長していくために、全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために、子ども・子育て新制度がスタートいたします。平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、子ども・子育て支援新制度は早ければ平成27年4月に本格的にスタートいたします。

それぞれに準備を進めていただいていると思いますが、本定例会におきましては、議案に上げていただいております条例制定に向けまして、当然のことながら人口減少問題を抱える国の施策である少子化対策、少子化危機突破へ結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援をする、女性の社会進出へのサポート、子どもの貧困対策に盛り込まれたひとり親家庭へのサポート、それとあわせて何よりも子どもの最善の利益が実現される社会を目指す考え方であることが大切です。

これから計画策定に向かい、また合併10周年を迎える葛城市の子育て環境の現況について、お尋ねをしたいと思います。

親が働いている間、子どもたちの預け先というのは保育園が一般的です。でも、それは小学校に上がる前まで。低学年の児童は午後3時ごろには学校から帰宅するのがほとんどです。女性の働き始める時期についても、小学校に上がったという、このタイミングから多くなります。子どもの帰る時間も成長とともに変わります。1週間を通してもばらばらであります。親が仕事を持つことで悩んでいく要素になっていることは確かであります。夏休みなどの長期休暇ともなれば更に悩むわけですが、そのようなときの預かってもらう場所として、学童保育所があります。核家族の家庭では子供の預け先がないと、親は仕事をやめなければなりません。従来からある児童館利用は、放課後には学童保育所にシフトしている傾向も、こういった事情からだと思います。この学童保育所は、女性の社会進出に大いに貢献できるものとして、今、葛城市においても、この学童保育所は5カ所設けていただいております。それぞれ葛城市立の小学校に隣接しているわけですが、まずその対象者の入所定員、また登録人数、そして申し込みの時期、保育時間、保育料、おやつ、職員の配置、また過ごし方などについてお尋ねをいたします。

**朝岡副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの川村議員の質問にお答えさせていただきます。

学童保育とは、児童福祉法においては小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業と定められています。葛城市におきましては、近年働く女性がふえ、核家族化が進む中、子どもたちの放課後の安全を確保し、生活の場を提供するのが学童保育であり、共働き家庭やひとり親家庭の子育てを支援しています。

葛城市では、小学校低学年児童等として幼稚園の4歳児から小学校4年生までを対象として、市内5つの小学校全てに学童保育所を設置しております。小学校の教室を利用している施設が1カ所、新庄北学童保育所、小学校敷地に隣接した専用施設が2カ所、新庄と忍海学童保育所、児童館を利用している施設が2カ所、磐城と當麻学童保育所です。

定員は、新庄と磐城学童保育所は60人の2クラスで120人、新庄北、忍海及び當麻学童保育所は各60人となっています。

開設時間につきましては、学校の授業がある平日は放課後から午後6時30分まで、学校休業日は午前8時30分から午後6時30分まで、日曜日、祝祭日、年末年始は閉所としています。

次に、保育料についてでございますが、1人一月2,000円で、生活保護世帯は2,000円、住民税非課税世帯につきましては1,000円の減免基準を設けております。また、別におやつ代として月500円を各学童保育所において徴収しております。おやつにつきましては、楽しい雰囲気の中、みんなで食べる子どもたちの表情は豊かな心をはぐくむと思われることから、1日10円分、お弁当持参の日は30円分とした市販のおやつを、それぞれの学童の指導員で用意

しております。内容は、クッキーや、あめ、チョコレート等で、食物アレルギー対応や衛生面を考慮し、袋に入ったお菓子を基本としています。

次に、指導員の配置基準につきましてですが、おおむね児童20人に1人としています。指導員の資格につきましては、児童に遊びを指導する資格を有する者が望ましいとなっておりますので、葛城市といたしましては保育士、幼稚園教諭、小学校教諭のいずれかの資格取得者を配置しております。また、県などの研修を積極的に受講し、月1回の内部会議の中で必要な知識及び技能の向上のための研修を実施し、資質の向上に努めています。

学童保育の事業内容といたしましては、葛城市学童保育事業実施要項第4条で家庭との連携を図りつつ適切な遊びを通じて生活指導を行う。ただし、学習の指導は行わない。自由な学習、読書及び適切な運動を通じ、健康で良好な習慣を身につけさせると定めておりますとおり、遊び、工作、季節の行事、栽培等を通して、適切な遊びや活動の提供により、自主性、社会性、創造性を養うこと、宿題など自主学習の場の提供、児童の活動状況の把握と家庭との連携、児童虐待や福祉的支援を要するケースなどの早期発見、関係機関との連携を、各学童保育所におきまして指導員により実施しております。

学童保育の入所申し込みにつきましては、毎年秋に受付し審査を行った上で、翌年の2月ごろに入所決定をいたしております。

以上です。

**朝岡副議長** 川村君。

**川村議員** 詳しいご説明、ありがとうございます。今、聞かせていただきまして、本当に今の時点で特に何ら事故もなく、今まで本当に指導員たちのいろいろなご配慮があって来られたということですが、私も以前からこの学童保育所に何度か視察に行かせていただいております。磐城校区、また當麻校区の学童保育所につきましては、児童館と併設をしております。スペースも非常にゆったりとしておりまして、宿題をするお部屋があって、また遊びのお部屋があるというような、子どもたちには1つの流れというのがあって、非常にいいというふうに感じさせていただいております。また、新庄小学校区、忍海小学校区の学童保育所も新しくなって、非常に今の新しい環境の中で子どもたちは守られているなというような印象も受けました。

ただ、忍海小学校の学童保育については、ちょっと狭いかなという感じはいたしましたが、私が一番今感じているところは、新庄北小学校区の学童保育所でございます。現状、とても狭いと感じました。ここはトイレもなく、全てワンルームになっておりまして、トイレは小学校のところにいって使う。水回りというのは部屋の中に簡単な水道だけの手洗いが2つあるというような形になっております。例えばお湯を沸かすとか、そういった場所も非常に確保しにくい。具合が悪くなったりする児童の休養のスペースというのも全くない状態です。非常に元気がいいので、そういった子どもたちの周りでも元気な子はばたばた遊んでいる、そういった状況になっております。そう私は感じました。

そこで、学童保育所の現在の施設の広さ、皆さん、イメージしにくいと思うんですけども、広さというのをお聞かせいただきたいと思います。

**朝岡副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** ただいまのお尋ねの件ですが、各学童保育所の規模と利用状況につきましては、新庄学童につきましては定員120名で面積は202.11平方メートル、登録者といたしましては、今年7月現在で129人、1日平均65人が利用しております。

次に、新庄北学童保育所は定員が60名で、面積的には85.5平方メートル、登録人数は71人で平均42人が利用しております。

次に、忍海学童保育所ですが、定員60名に対しまして面積としては88.8平方メートル、登録人数が74人、1日平均41人の利用です。

磐城学童保育所につきましては、定員120名に対しまして面積は217.26平方メートル、登録人数が124人、利用者は1日平均63人です。

當麻学童保育所につきましては、60名の定員で面積は118.95平方メートル、登録人数が60人で1日平均34人となっております。

以上です。

**朝岡副議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。平方メートルで言っていて、どのぐらいかというところはお察しいただけたと思いますが、改めてお聞きしたいんですが、今、平均出席児童数、大体登録人数に対しての割合というのもわかっていただいたと思いますけれども、実際にこの学童保育にやらせたいと思う、申し込みの段階で、事情が違うからというところもあるということもお聞きしておりますし、また、実際、親の時間的な都合とかで結局は預けなくなったとかいうこともあると思うんですけども、改めて、市民の人たちの学童保育のニーズ、とにかく一回学童保育に預けたいと思われる人数の過去5年間の推移をお聞かせいただきたいと思います。

**朝岡副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。各学童保育所の登録人数の5年間の推移につきましては、平成22年から平成26年までの5年間でございます。

新庄学童が、平成22年が100人、平成23年が103人、平成24年が102人、平成25年は122人、今年が131人です。

次に、新庄北学童につきましては、平成22年が49人、平成23年が55人、平成24年が47人、平成25年は73人で、ここも今年が70人です。

次に、忍海学童保育所は平成22年が63人、平成23年が55人、平成24年も55人、平成25年は60人、今年が71人です。

磐城学童保育所は、平成22年が84人、平成23年が102人、平成24年が108人、平成25年が130人、今年が122人です。

最後に當麻学童保育所は、平成22年が45人、平成23年が60人、平成24年が62人、平成25年が70人、平成26年、今年が70人となっております、どこの学童保育所とも年々登録者がふえてきております。

**朝岡副議長** 川村君。

川村議員 今、聞かせていただきましたように、本当に需要が1.3倍というふうな形にお聞きいただいたと思いますけれども、平成22年度から平成26年度まで確実に入所希望というのがふえてきています。登録児童数というのは、もう今年度は定員を超えています。どこの学童保育所も満杯になってきているということなんですね。平成26年4月に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、厚生労働省令の第63号においては、1児童につき専用区画面積は1.65平方メートル以上という基準であります。

今、本当に全国でも、特に関東圏というのは学童保育がいっぱいで、放課後の子供の居場所がない。定員40名から70名の大規模施設がほとんどであって、1人当たりのスペースはかなりきつい。学童保育がすし詰め状態であると、そういった報告がたくさんあります。

ところで、将来、今、新庄北小学校の教室の小学校の増設を予定されていると聞いておりますが、当然ながら児童数がふえるということを見込んで増設されることだと思いますが、人口減少問題とあわせても今の段階で教室を増設するという方向ならば、葛城市というのはそれだけ活気のあるまちであると喜ばしいことでもあると思いますが、先ほどの報告からも、今後、学童保育所の入所希望というのはふえていくと予想されます。葛城市の住民として、同じ保育料を支払って、親としては子どもに同じ対価を得たいと思う気持ちは当然あると思います。

そのもっとも気になる、新庄北小学校区の学童保育所施設のことなんですが、現在、入所登録人数は71名で定員は60名。特に問題に思いますところは、夏休みの長期保育のときの、そのときの施設の広さとの関係なんです。と言いますのは、朝8時30分から夕方6時半までの保育時間、子どもたちは弁当と水筒、宿題などをそれぞれ持ってきて、元気な児童たちは本当に部屋の中を動き回っています。図書の入れかえというのは図書館と連携していただいているわけですが、そこのおもちゃとか教材、ほかの4つの学童保育所に比べると非常に比べ物にならないくらい、かわいそうやなと私はそう見たんですけども、そういった様子なんです。時間割は聞きますと、8時半から9時半まで勉強、読書、10時から12時まで自由遊び、12時から12時半までは昼食、1時から3時まで自由遊び、3時から3時半までおやつ、3時半から6時半まで自由遊び。北小学校の学童保育所のこの自由遊びというのは、ほとんど1日中部屋で過ごす保育になるという、こういった現状指導になっているわけなんです。

それで、外遊びがないという、部屋の中だけの遊びということが問題なんです。

学校のプールは夏休みに5日間だけ、10時半から12時まで開放されます。プールがあると、そのときは行く子は行くんですけども、それ以外は、プールから帰ってくると部屋の中にいます。ちなみにほかの学童保育所、4つの学童保育所は、プール以外にも外遊びは多少できているようです。

その5つの学童保育所での遊び方や、そのおいてあるおもちゃ、教材、それぞれの指導員に任せているようですが、無料のものとかそういったものを工夫して指導していただいていると、涙ぐましい努力をいただいている、これはこれで私は評価させていただいておりますが、なかなか具体的に、指導に対しては指導員に任せきりの状態で、指導案というのが

本当にきちっと統一されているのかなど。そこにそれぞれ温度差があるということを感じました。

だから、新庄北小学校区学童保育所は、本当にほかと比べるとかわいそうな保育環境なんだなと、私は思ったわけでございます。

先ほど言われました葛城市の学童保育事業実施要綱第4条に、適切な運動というような文言がございましたが、実際にできる環境では、適切な運動というのは部屋遊びだけという、運動機能も持つような外遊びというのがないというところ、今までもずっと国のガイドラインに沿って進めてこられたという経緯ではございますけれども、ここで1つ資料がございまして、これも関東圏、東京都東大和市学童保育所指導要領というのをご紹介させていただきます。

平成13年に市長決裁でつくられたものでして、指導方針は、学童クラブの基本的役割は、学童クラブに入所している児童の保護育成を図ることであり、児童に対する生活の場の生活援助と集団生活を通した生きる力をはぐくむ、健全育成の促進にある。このことが、子育て家庭の援助に資するものという役割も担うことになる。学童クラブにおける児童の生活は、学校と家庭との間に存在する生活の場であり、小学校低学年の異年齢集団という特徴に加え、児童の健全育成の場であることを基本に据えて、適切な指導を行うことが必要である。児童の生活が、学童クラブを卒所した後も、放課後留守家庭等児童としての環境がまだ継続することがほとんどであるから、日常生活の中においても児童の自立を積極的に促進させ、状況に応じての判断力や行動力をはぐくむ指導がされなければならない。その主要な取り組みには、その生活の場を充実させること、健康管理、情緒の安定、基本的な生活習慣の確立のために、遊びや間食、それからグループづくり、当番活動、そういった学習と習慣づくり、また、長期休暇の活動の仕方などが書かれています。

児童の健全育成を図ること、もちろん人権尊重や社会適応性の助長もうたっておられますが、保護者に対する連携や学校との連携、児童の安全確保が第一である、これは当然うたわれております。

私は、このことから、ただただ安全に預かっていけばよいというようなところではなく、学童保育所は非常にこれから先、将来にわたって重要な役割を担うべきところというふうに改めて思うところであります。

そこで、教育長にお尋ねいたしたいと思います。学童保育所に関しては、福祉部門と切り離してお考えであったと思います。近隣の市町村、最近他市町村は、例えば造成完了地域の小学校などでは、やはり年月がたつにつれ小学校の空き教室とか、そういったところも出てきているようでございます。小学校との連携も可能ではないのかなというふうに思うわけでございますが、ぼちぼち教育委員会等が動き出しているようなところもございます。部屋で過ごす時間、また1人当たりのスペースについて、将来児童がふえても学童保育の環境がこのままでよいかとお考えなのかというところ、そして、幼稚園児や小学校低学年の発達段階で長い長い夏休み、ずっと部屋遊びで過ごす毎日について、教育上どのようにお考えか、そしてまた、葛城市の5つの学童保育所の保育環境が同じように整っていない、つまり、学童

保育所事情が今のままでいいのか、そのあたりのお考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

**朝岡副議長** 大西教育長。

**大西教育長** 保健福祉部長の答弁と重なる部分があるかも知れませんが、北小学校の学童保育所につきましては、専用につくられた施設ではございません。もともと新庄北小学校の施設の一部を活用いただいている、こういうところがございます。そのため、学童保育として必要な附属施設、設備につきまして十分でないところもあるということ、そのため、例えば救護やシャワー等緊急を要する場合、あるいは必要に応じて小学校あるいは幼稚園の施設、設備を利用できるよう、学校・幼稚園に対して指示をし、対応しておるのが現状でございます。

先ほどの答弁の中にもありましたように、市内の各小学校にある学童保育に通う子どもたちの数は年々増加しておるといってございます。中でも新庄北小学校区の学童保育につきましては、広さに対して子どもの人数が比較的多くて、手狭であるというような状況については理解するところでございます。特にまた、新庄北小学校におきましては、来年度以降、ご質問の中にもありましたように、児童数がふえることが見込まれておりまして、それに従いまして、当然、学童を利用する子どもたちもふえてくる、こういう状況が推察されるというところでございます。

教育委員会としまして、学校施設を管理する立場でございます。しかしながら、この学童保育の状況、それから管理しております福祉部の子育て福祉課の考え、意向等を十分受けとめ、更に連携しながら、特に新庄北小学校の学童保育の環境改善、施設設備の充実に向けましては、学校の敷地の有効利用ということ、今後、最大限努力してまいりたいと、こういうように考えるところでございます。

**朝岡副議長** 川村君。

**川村議員** 非常に前を向いて進めていただいているという、そういった答弁に感じさせていただきました。本当に、私は以前から学童保育所の充実ということを自分のビジョンと掲げておりましたので、そういった方向でぜひお考えいただきたいということで。

そして、指導員という方が、今、もちろん専門の資格を持っていらっしゃる、ご苦労もあって本当にいろいろとお察しをいたすところでございますが、以前私が食育推進について一般質問の折に、おやつについてお聞きしたことがございます。学童保育におけるおやつというのは、補食である。働く家庭での夕食時間が遅い傾向であることを背景に、放課後の活動で消耗したエネルギーを補う大変重要な保育要素であると申し上げたことがございます。

葛城市の学童保育所のおやつ代というのは1人500円と、先ほど答弁にございました。1日20円くらいの駄菓子というふうに聞きましたが、この指導員の方たちは、休んだ児童のおやつ代というのを精算して返金する、こういった仕事もあわせてされているようですが、5つの学童保育所、どこも共通してこの作業があるみたいなことを聞いておりますが、この作業というのは本当に必要なのかなと。

そして、この学童保育所のもう1点は、申し込みの時期であります、1年に1回のタイ



ミングを外したら、1年間待機しなければならないという現状も、一応申しておきたいと思  
います。

私、近隣の市町村の学童保育事情というのは調べさせていただきました。まず、それぞれの  
の経営形態、いろいろあると思うんですが、参考までに聞いていただきたいと思います、  
公営の運営では、まず葛城市は保育料が減免を除いて2,000円とおやつ代が別途500円徴収。  
香芝市は、保育料一律3,500円と別におやつ代、そしておやつ代と教材費あわせて2,000円徴  
収しておられます。大和高田市は、1人目が4,000円、2人目2,000円、3人目は無料、そし  
て延長保育は別途あります。保護者の会費として一月2,000円。五條市は5,000円。2人目は  
半額。御所市は平成25年より徴収されています。3,500円。延長保育は1,000円の追加。宇陀  
市は4,500円。早朝、延長はそれぞれ追加があります。広陵町は4,000円から5,000円。

公設民営、大和郡山市、天理市、橿原市がありますが、天理市は5,000円、別途減免措置  
あり。橿原市は保護者会により運営されていますので、保育料はそれぞれです。

生駒市は公設、運営は協議会で、7,000円。5年生、6年生は3,800円。延長保育は3,000  
円。また、半額の措置があるというふうになっております。

最後に市長にお願いしたいんですが、近隣の市町村、これからの需要を増していくと予想  
されまして、学童保育にはそれなりの運営の仕方を検討されていていっている経緯というのがご  
ざいます。それも、近年の見直しであるということが予想されますが、やはりこの子育て環  
境、量の拡充や質の向上をめざし、より葛城市の子育て環境に合った地域の皆さんの協力、  
そういったものもいただきながら、ぜひ早急に見直しをお願いしたいと思います。

将来的に施設の整備、そしてこれからの指導方針、こういったものも含めたこれからの計  
画策定の方向性をお聞かせいただきたいと思います。

**朝岡副議長** 山下市長。

**山下市長** 川村議員の質問にお答えをさせていただきます。この保育の問題、学童保育の問題、これ  
はいろいろな矛盾をはらんで今まで、合併をしてから1度というか何度も整理を試みている  
ところがございます。葛城市の学童保育、先ほど紹介がございましたように、従来であれば  
小学校、小学入学からおおむね4年生までというふうにされていますけれども、本市におき  
ましては合併時から幼稚園の子どもも預かっておるという実態がございます。このことによ  
る人数の増加も1つの課題というふうに思っておりますし、それに類するように、新庄、當  
麻の幼稚園の預かりの年限、當麻では3年、新庄では2年ということがございます。これも、  
合併時から何度も言われてきて、同じように預かってほしいと言われてきたところでもござ  
います。しかも、保育所に預ける方と学童保育に預ける方の金額が圧倒的に違いすぎるとい  
うところも指摘をされているところがございます。保育所に預けながら、低年齢児だと1カ  
月に何万円というお金も必要でございますけれども、学童保育ならば葛城市は2,000円とい  
う形になります。これは、私立の保育園の方々からもご指摘を受け、近隣の市町村の実態も  
踏まえて見直しをお願いしたいと要望書まで提出をされておるところでございます。

この、幼稚園の預かりの2年、3年の違いもそろそろ見直しをかけていかなければなら  
ないということと、学童保育、それが大前提でございますけれども、学童保育を小学生だけに

限定をしていくのかどうかということも決断をしていかなければならないし、また近隣を鑑みて、葛城市の適切なる保育料というのはどのくらいを設定すればいいのか、それは預かった子どもにどういうことを提供していくのかということも前提に、どれぐらいの料金を設定していくのかということも考えていかなければならないと思っておりますし、また、おやつも考え方はいろいろとあると思います。単におやつとして考えるのか、川村議員がおっしゃるように補食という形で考えるのかによって、全くものの見え方は違うと思いますけれども、このおやつを提供するためにお預かりをする金額、どのくらいが適当なのかということも含めて、検討していかなければならないというふうに思っております。

子どもたちを育てやすい環境をつくっていくこと、また、子どもたちにどのような教育を施し、葛城市として子どもたちを安全に守っていくのかということも考えていくというのは、2040年に人口が、葛城市の場合9%減るといふふうに言われておりますけれども、そこを考えていく上でも非常に大きな課題であるといふふうに思っております。できるだけ子育て世代に葛城市に来ていただきたいという思いで、今年から中3まで医療費ほぼ無料化という形で、思い切った、県下でも例を見ない形で導入をさせていただいた、それも将来を見据えた形での政策でございますけれども、子育てをどうしていくのかということも、1つの大きな課題であろうといふふうに認識をしております。

教育委員会や福祉の部門も含めて、葛城市の将来を見据えた大きな課題であるといふのを十分に認識しておりますので、できるだけ早く葛城市の子どもたちを預かっていく現場、これをどうしていくのか、少しずつでも答えを出していけるように、方針としてはできるだけ早く出し、その内容、対応についてはできるだけ早く、手をつけられるところから手をつけていくということをお答えさせていただくというふうに思っております。

以上でございます。

**朝岡副議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。ぜひ、子どもたちのためだけでなく、働く親のこれからの新しい方向、世の中についていろいろなことからお考えを持ってきていただきまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問は、葛城市女性消防団についてであります。

朝からも防災についていろいろご質問があったかと思ひますが、以前より葛城市に女性消防団ができるように聞いております。地域防災計画の中で、特に女性の活用は必要不可欠であると、市長もそう考えておられると思ひます。

葛城市防災会議に女性が入っているのかということも含め、以前からもご指摘があったと思ひますが、男女共同参画の研修等でもご承知のように、そこに女性の考え方、防災組織に女性を投入することは、非常に、例えば身近な備えであったり、声かけであったり、小さな訓練、そして炊き出し、情報の共有というものを普段から近くにいる、そういった先ほども個人情報等を言われましたけれども、やはり生活の中であえて出さなくても地域の人たちがどんな様子かということも、いろいろと共有している部分もござひます。いろいろなことを想定してやるのが危機管理であると、私は思ひます。

私も女性がゆえ、災害に備えて気づくだろう女性の視点、必ずその役割があると考えます。女性消防団を発足することについて、女性の役割については市長はどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

**朝岡副議長** 山下市長。

**山下市長** 女性消防団のことにつきましては、以前から議会の中でも女性の議員の方からご提案があり、そのことにつきまして消防団でご検討いただいております。その消防団の中でも幹部の消防団の皆さんの中でも、近い将来女性消防団の発足ということにつきましては一致をしておるところでございます。小・中学生に対してとか幼稚園の子どもたちに対して啓蒙啓発活動をするとか、また、女性ならではの細やかな対応であったりとか、現場においてのケア、そういうところも期待をされておるところでございますので、そのあたりにつきましては、今、検討をいただいておりますので、そのあたり、消防団の幹部の皆さん方にお任せしている部分もあります。報告を聞いておりますと、それこそ近い将来という言い方をされております。何年という切り方をきちっと確認をしてから、またさせていただきますというふうに思いますけれども、葛城市在住の女性の方、またもしくは葛城市で働いておられる女性の皆さん方を対象に、募集をかけてご協力を仰いでいきたいという思いでおるところでございますし、また、この間から、総務省の平成27年度予算等を見ておりますと、女性消防団の活用とかそういうところに対して国も積極的に関与していこうという気持ちがあるようでございまして、平成27年度予算の概要の中では女性消防団の結成、活用というところに対しての概算要求がなされているようでございますので、そういうものも含めて積極的に活用をしてみたいというふうに思っております。

また、葛城市としましていろいろと葛城市の防災会議とかそういうところに対して、25名定員のところに女性が、葛城市の幹部職員が女性1名だけしか入っていなかった。これは内野議員からのご指摘をいただいて、女性を積極的に登用してほしいという強い要望があったわけでございますけれども、議会が終了した後、直ちに担当者に話をし、3名新たに入らせていただくということを決めました。具体的には日本赤十字奉仕団葛城支部の方が1名、民生児童委員連合会の方が1名と市のPTA協議会の中から女性1名という形で、3名の方に委嘱をさせていただくということを決定させていただき、25名中4名の女性の登用をさせていただいたというところでございます。

今後、新しく発足をいたしました安倍内閣の中でも、女性の活躍を後押しする大臣まで任命をされて、有村大臣が任命をされたわけでございますけれども、社会の中で、またいろいろな活動の中で、女性ならではの活躍をしていただく。男性だけでは気づかないところをフォローしていただいたり、またリーダーシップをとっていただくということも含めて、葛城市でも積極的に登用、活用というのを考えていかなければならない時期に来ておるというふうに思います。

ただ、葛城市の職員の構成の中では、女性職員が占める割合というのもございます。その中で鑑みて、どのぐらい登用していけるのかということも含めて考えてまいりたいというふうに思いますけれども、市の職員以外でもさまざまな検討会や審議会等できるだけ女性の視

点を入れていけるように、ご活躍をいただけるように、またこちらからも積極的に登用させていただきたいというふうに思っています。女性消防団を起点として、女性の活用というところまで踏み込んで発言をさせていただきましたことをお詫びいたしますけれども、このような気持ちで考えておるといふところでございます。

**朝岡副議長** 川村君。

**川村議員** 非常に市長の前向きな考えを聞かせていただきまして、ちょっと安堵しているところがございますが、これは実現していく内容、これから女性もしっかり働いていくという覚悟も必要でございます。葛城市全体でそういったしっかりした体制を組む、よりきめ細やかな、住民に不安を持たせない防災機能を持つまちづくりを目指していただきたいと思っております。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**朝岡副議長** これで川村優子君の発言を終結いたします。

次に、6番、岡本互司君の発現を許します。一問一答方式で行われます。

6番、岡本吉司君。

**岡本議員** 議長の許可を得まして、一般質問させていただきたいというふうに思います。

私の質問につきましては、1点目は8月5日のマンション火災について、2点目は土砂災害についてということで、2点の質問をさせていただきたいと思っております。私の質問の内容は一問一答方式でございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。質問につきましては質問席からお願いしたいと思っております。

**朝岡副議長** 岡本君。

**岡本議員** それでは、質問させていただきたいというふうに思います。

私は、8月5日の早朝であったと思っております、5時半ごろに有線放送のサイレンを聞いて火災ということを知ったわけでございました。このときの放送内容につきましては、北花内地内、建物火災、消防団員の方は直ちに出勤願います、こういう放送があったわけでございまして、私は、場所は確認できずに黒煙と赤い炎を見ながら現場に行ったわけでございまして、現場に着いたときは消防ポンプ車3台があったわけでございまして、うち1台は消防署のポンプ車でありました。その後、消防団のポンプ車が4台そろったわけですが、火災現場につきましては一部6階建て建物であるわけでございまして、その3棟の真ん中の6階部分で黒煙がもくもくと立ち上がっておったということであるわけでございまして、消火活動がなかなか思うようにはできていなかったようにも思います。

現場の指揮本部でございますけれども、私は設置されたのに気がつかなかったわけでございまして、気がついた段階で指揮本部は2カ所ございました。1つは広域消防本部、1つは葛城消防署の本部であったわけでございまして、私は感じたのは、誰が指揮本部の長であるのか。現場で確認すると、火災現場の指揮は広域消防本部の指揮隊長が指揮をすることになっているというふうにお聞きをしたわけでございました。

そこで伺いますけれども、まず、119番通報を受けて覚知した時点で、場所の確認、目標物の確認、民家火災であるのかほかの建物火災であるのか、あるいは車両火災であるのかということをまず確認をして、初動態勢をとるといふふうに私は思っておりました。市役所に

連絡する方法、消防団員の出動要請の仕方というものを、どういうふうな方法でされておるのか。

また、当日の消防署の関係ですけれども、当直隊長の指揮でございますけれども、その当時の当直時の職員数、9人と聞いておるわけでございます、そのうちの3人は救急出動中であつた。2人が通信業務である。残りは4人である。4人でポンプ車1台を出動したというふうに聞いておるわけでございます、果たしてこの体制で出動し、もちろん消防団の応援というか、消防団と一緒に火災の鎮圧に携わってもらふわけですから、いわゆるポンプ車1台の基本人数は、これはたしか5人というふうに思っておりました。事実、この体制で本当に現場で火災鎮圧ができるのかどうか、まして中高層マンション火災、こういう認識がありながら、広域消防本部に火災連絡をしたというふうにも聞いていますけれども、この連絡すると同時に、近隣からの応援隊の要請を求めべきではないのか。また、中高層マンションで火災があるということは消防署もわかっておつた。にもかかわらず、はしご車の要請もしてない。あるいは、指揮隊が現場到着して、火災の状況あるいは人命救助の点から考えて、なぜ消防署なり指揮隊長なりが判断できなかったのか。もしそういう的確な判断ができてたら、入居者の死亡がなかったのではないのか。私は非常にこの点を悔やんでならないわけですから、この当時の初動体制なり近隣の要請についての答弁をお願いしたいと思います。

**朝岡副議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

ご質問の内容でございます。初動体制、また消防の広域化ということでございますので、奈良県広域消防組合葛城消防署に火災当日の初動体制、また広域化の中での対応といった面で聞き取りを行つてまいりました。その事柄を報告させていただきますので、ご了解願ひたいと思ひます。

それでは、申し上げます。

火災覚知後、広域本部指揮支援隊へ火災発生を連絡しました。基本は、消防署から本部指揮支援隊へ増援要請することになっています。覚知段階では、中高層マンション火災との通報でありましたが、出動時に火災のマンションの付近に電線の障害物がある状況を、平素の定期的な査察等により把握してましたので、はしご車での対応は無理と判断しました。

さらに、消防署指揮隊により、現場状況を確認したところ、はしご車での対応は困難な状況にあり、要請しても他の活動に支障が生じるため、要請をしなかったとのことでございます。

次に、消防署指揮隊が現場到着時、出火場所の入居者の安否情報については未確定でありました。火災は最盛期で屋内侵入できない状態であり、放水により火の勢いを抑えながら屋内侵入し、要救助者を検索、発見したとの報告を受け、即刻救急隊を要請したとのことでございます。

以上でございます。

**朝岡副議長** 岡本君。

**岡本議員** 総務部長の方から、広域消防で聞き取りをしてきたということで答弁をいただきました。

まず、火災が起きた場合、広域消防に指揮隊の支援隊、それを要請する、こういうふうにおっしゃっておるわけです。そのはしご車の話もしました。今、表現は悪いですけども、現場に電線がある、ですからはしごを出せないというふうに答弁されたように、私は受け取っとるんですが、前の道路幅、何メートルあるのか。16メートルの道路があるわけです。例えば、近隣の大和高田市や樫原市にマンション、かなりあります。でも、理屈やないですけど、そういうところにはしご車をだせないのか。私はそういうふうにはしかとれません。私は先ほど言いましたように、現場へ行ったときはもくもくと煙が上がっとるわけです。一生懸命現場の消防団あるいは消防署の人が活躍していただいている。ところが、6階ということになってきたら、もちろん連結送水管、これはあるわけです。しかし、なかなか人だけではできない状態である。これは市長もご存じやったと思いますよ。いつごろ来られたのか知りませんが。ですから、現場で電線があろうとなかろうと、あれだけ広い道路で、来てすぐに真っ直ぐ上げていったら上がっていくわけ。上げてからでも横を向けるわけ。私は、失礼な言い方をして悪いですけども、現状としてはしご車が来てない。今さら、間違ってます。これは答弁できへん。ですから、電線というような話になってるけど、やっぱりこういう中高層ビルということになってきたら、はしご車がなかったら、私は、推測ですけども、多分大和高田市の消防署でははしご車の待機をされておったのではないかな。ということは、中和広域、今は1つの広域になっていますけれども、中和広域の管轄内では、たくさんこういう中高層ビルがある。はしご車は何回も出動している経験がある。ですから、ある程度大型のトラックが入っていけるところであれば、私は必ずはしご車の出動はあるはずであるというふうに考えております。

合併前、あるいは合併後も、広域になる前、何で総合応援協定を結んだのか。1つははしご車がなかった。そういうことの中で応援協定を結んでいった、こういう経緯があると私は思うんです。

今のことで、総務部長に私がとやかく言える立場でもないし、私がそう言いましたも、総務部長の方からこれは回答できない、これはよくわかります。ですから、市長として広域消防組合の首長であるわけですので、今回の火災について、はしご車の出動についてどういうふうに思っておられるのか。やはり先ほどの話もありましたように、火災が起きたときに現場の鎮圧も大事です。しかし、その中に人がおるということになってきたら、まず人命救助、これが一番大事なのではないか。あるいはまた避難誘導、これが一番大事ではないかと私は思います。

そこで、市長のお考えを聞かせていただきたい、このように思います。

**朝岡副議長** 山下市長。

**山下市長** 私指揮権がございませんので、そのあたり、踏み込んだ答弁というのはできないというふうに思います。ただ、葛城市を預かる長としての発言として、火災が起きた場合、奈良県の広域消防に要請をし、人命も含めてできるだけ早急に鎮火、また救助していただきたいと

いう思いは同じでございますし、それについて今後もお願いをしていくというところでございます。

今回の火災に関して、また首長として適切な対応を、指揮官に委ねてお願いをしていたわけでございますけれども、今後もできるだけ全精力を傾けて、火災の消火また要救助者の確保に努めていただきたいと要望、要請をすることでございます。

**朝岡副議長** 岡本君。

**岡本議員** 市長から答弁をいただいたわけでございますが、私は本当に悔しいというのは、4月から奈良県の広域消防ができたということです。私の思い方ですけれども、なぜ広域消防になったのか。人件費の問題あるいは経費の問題もあるでしょう。しかし、小さい消防署が幾つもあるよりも、県が1つにして広域的にやって、そういう総合応援協定のような形を、1つの区域になればそういう協定に基づいて動くというのではなしに、1つの組合として動ける、こういうメリットがあるというふうに私は思っておりました。ですから、余計、今、この問題についてしつこく聞くのかもわかりませんが、せっかく広域消防ができながら、この4月にできて、半年足らずですけれども、やはり「遠慮気兼ねなし」と言ったら語弊があるかも知れませんが、今、広域になるまでは、やはり隣接の方をお願いをしていただく、こういうことであつたわけですが、広域になったらお願いをしないでと言ったら語弊があるかも知れませんが、1つの組合の組織の中として要請できる、こういうメリットがあるというふうに私は今も思っておるから、市長にこういうふうな質問をさせもらっておるわけですので、今後、こういうような火災のときにつきましては、今、市長がおっしゃるように、できるだけ広域的の考え方で要請をしてもらわないと、なかなか今の人員では、今のように救急出動している、あるいは指令に2人つくとなってきたら、当然、ポンプ車1台分の水が不足になってくる。そういうときこそ、この広域があるがゆえに隣接から出動要請をお願いして、応援してもらう、こういう体制をぜひともとっていただきたいというふうに思います。

(発言する者あり)

**岡本議員** いや、違います、市長として、ここの長として、そういう広域の方でそういうことをしてもらいたい。今、市長がおっしゃったように、現場で指揮とれとか、そんな無茶なことを私は言うてるもんでも何でもないわけやから。ここの首長として、ひとつそういうふうにやっていただきたいというふうに、私は申し上げておるわけでございますので、ご理解していただきたいと思います。

次に、今回の火災でプレミスト葛城ということであつたわけですが、この入居者の把握をどういうふうな状態で葛城消防は把握しておるのかな。今の現場を見ますと、その火災現場に誰が住んでおるのか、何人の人が住んでおるのか、なかなか現場の指揮隊もつかめなかった。なぜそういうことがつかめなかったのかなど。いわゆる個人情報保護、いろいろな問題もあると思いますけれども、その個人情報ももちろん大事ですけれども、やはりこういう救助ということになれば、消防署として、マンションの入居者が何号室に誰が入っておられるかということについては、私は把握すべきであるというふうに思っていますのと、

このときに誰かわからんというようなことがあったと思います。ですから、消防署からこの家族に対してどのような形で連絡をされたのかということです。今、この火災を機にして、今後も火災が起きるかもわからんと、こういうようなことを言うたら失礼かもわかりませんが、火災だけやない、あるいは今、全国的にテレビでやかましく言われておる広島、あるいは京都、豪雨災害、災害が起きとるわけですけれども、この中でなかなか救助に行ってみつからない、誰が住んでおったかわからないというようなことで、発見が遅れておるというようなこともあるわけです。この葛城市は小さいと表現したら怒られるかわからんけれども、3万6,000人余り、1万3,600ぐらいの世帯の中ですので、在来の村では大体わかっていますけれども、新しく住まいされた新興住宅、そういうようなところにお住まいの人、なかなか家族構成は難しい。ですから、もちろん個人情報わかりますけれども、そういうようなことで、きちっとそういう実態把握に努めてもらいたいというふうに思いますのと、たまたまこのマンション火災の中で、入居者の方に会うたわけですけれども、今回の火災で火災報知機が鳴った、気がついてんけどもなかなか人数が集まらん、みんなどうしたらええんやなというふうなことで、もたついておった。あるいはまた、どうしてええかわからんし、誰が119番したんかもわからんし、消防車が来るのになかなか時間がかかったということで、今後の反省として、これを教訓にしてマンション内で入居者の一覧表といいますか、リストといいますか、そういうようなものをきっちり作る必要があるなど。それと、集会を重ねるといいますか、人との輪のふれあいといいますか、そういうことを重ねることが一番大事な、まずやっぱりマンション内の住民と接する機会を多くつくらんと、どなたがどこにいるかわからん、そういうようなことから、行政側にも今回の火災で火災予防をどうしたらええのか、また今のように火災が起きたらまず何をしたらええのかということの対応の仕方とか、講習会とか、こういうことを開催してもらうようお願いをしてほしいというふうな話もお聞きしたわけでございます。

ですから、今、消防署の方で、今、プレミストと言いましたけれども、このマンションに絞ったときに、どういうふうな把握を当時されたのかということをお聞きしたいのと、今後このマンションのみならず、ほかにもこういうマンションがあるわけですので、消防署の方で今言いましたようなマンションの住民からの声といいますか、そういうことの講習会といいますか、これをやってもらえるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

**朝岡副議長** 山本部長。

**山本総務部長** ただいま、入居者の把握といった面でのお尋ねでございます。消防署の司令室には地図検索の装置があり、その装置でマンション等の世帯主氏名の情報については個人情報保護条例第9条第2項但し書きの規定により、市から情報提供を受け、逐次入力し把握に努められているとのことでございます。

以上でございます。

**朝岡副議長** 市長。

**山下市長** 今、岡本議員の方から、これはご提案があったことにつきまして、葛城市、葛城消防は以前から火災の予防につきましては執念を燃やしていただいております、各店舗等に対して



の指導等が非常に、県下の消防の中でも進んでいったというふうに、これは自負をしております。今回、広域消防になるに当たって、そのあたりを強く県下の広域消防の方に申しておるところでございますけれども、今おっしゃっていただいたことも含めて、防火指導、また防災指導、そういったものを推進していただけるようにまた要請をしてみたいというふうに思っております。

**朝岡副議長** 岡本君。

**岡本議員** 今、総務部長の方から入居のことについてお話をいただきました。市から、個人情報のこともあるので、入居の把握をしておるということであったわけですがけれども、先ほど言いましたように、今のマンション火災を見ておって、現場へ来てからでも名前がわかるまで、たしか30分からかかっただけというふうに思うんです。やはりそのときに、あそこに、指揮本部に、広域から来た正副指揮隊長、それから消防署の方は署長、次長、おるわけですので、やっぱり手分けをするとか、誰が入っておるかということも大事やし、人命救助、これがなかなかできなかった。今、火勢が非常に大きかった、まず鎮圧をしてという話もあるわけやけど、本職の消防署となれば酸素マスクもあるわけやから、火災に飛び込めとは言いませんけれども、まず人命救助のことを考えていったときに、入居者の把握もしながらそういうこともやってもらいたいというふうに思いますので、話をした。ところが、総務部長がぼつと言われたら、なかなか部長に聞くわけにいかんわけやから、消防署の方へきちっと今言うところのマンションだけやなしに、あるいは新興住宅、新しく入居されたところについてはきちっとつかむように、部長の方から消防署の方へ指導をしてもらいたいというふうに思います。

やっぱり亡くなってはるわけやから、先ほど家族にどうして連絡をとったのかというような答弁をもらえなかったわけですがけれども、身元確認せんならんということになってきたら、家族にも連絡し、誰か近親者といえますか、その人にも立ち会うてもらわんならんというようなこともありますので、今回の火災でその点がまずかったのではないかなというふうに、私も思います。ですから、指摘ばかりするのではなしに、こういうことも教訓として今後こういうことのないように、市長もおられるわけやけども、消防署の方へそういうことも伝えてもらいたいというふうに思います。

次に、有線放送の仕方。先に吉村議員もおっしゃいましたけれども、結局私も、最初に言いましたけれども、今の有線の火災の有線放送の放送内容ですがけれども、北花内の建物火災だけで消防団員に招集かけてる。場所も確認できない。ですから、消防署から新庄庁舎にどのような伝達をしてくるのか。

消防署の場合、119番通報が入って、司令業務の中でまず聞くのは、どういう聞き方するのか。まずは、火事ですか、救急ですかという聞き方を多分すると思うんです。例えば火災というふうな場合につきましては、民家火災かあるいはその他の建物火災か、あるいは車両火災かということをお聞きを私に聞くとお聞きをしております。また、現場確認を必ずするわけです。民家であろうが倉庫であろうが、場所の確認は必ずする。そのときに、名前はと聞く場合もあります。名前は聞くけども、個人名を聞いてもなかなかわからない。ですから、付近の目標

物というのか、これは必ず聞き取るはずなんです。例えば、今回の火災の場合でしたら、例えばJR大和新庄駅前西側、マンション火災。あるいは国道24号線交差点東側。必ず私は聞いているというふうに思っております。やっぱりこれは消防の指令の任務といいますか、業務といいますか、私はこれが基本ではないかなというふうに思っております。ところが、今の有線の今回の火災の場合につきましては、目標物もそんなのも一切なかったということやから、その点がどういうふうな形で消防署から役所の方に、新庄庁舎の方に、例えば電話連絡があるのかファックスがあるのか、どういう形でされるのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

**朝岡副議長** 吉村企画部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの岡本議員のご質問の火災時の放送の対応についてでございます。市内で火災が発生した場合につきましては、消防署よりまず連絡が市役所あるいは宿直の場合は宿日直にかかってまいります。勤務時間中は職員が、勤務時間外は宿日直を行っております嘱託員が、現在、放送を行っているところでございます。

火災発生時、消防署より火災現場の場所等の連絡があった場合、マニュアルに沿いまして大字名、付近に公の施設等があればそれを現場の目標物として放送をしているところでございます。

合併時には旧町から実施してきましたように、火災現場の位置につきましては民間の建物名あるいは民間の建物付近を指しまして放送を行ってきた経緯がございました。しかし、平成17年に民間の建物名を入れて放送したことによりまして、トラブルが発生した経緯もございました。これをきっかけにいたしまして、個人情報保護の観点から適否を判断していただくために、個人情報保護審査会にご判断をいただき、この結果を受けまして火災現場付近の公共的な建物为目标物として設定し、放送を行うこととなったわけでございます。

放送に当たりましては、この目標物の設定等は消防署が行った上で、職員または宿日直者に依頼するものでございます。しかし、放送を行うには緊急性を要することから、目標物が容易に見つからない場合は大字名のみ放送となっております。

消防署に火災発生の一報が入った場合、市内の状況を最も把握している消防署の職員が判断を行って、公の目標物を設定し、火災発生場所の放送内容を市役所に伝えてもらうのが最も迅速な事務処理の方法であると考えているところでございます。

しかしながら、建物名等为目标物として設定を行いますと、過去におきましては消防署からの誤報もございました。また、放送を聞いておられる方の勘違い等によってご迷惑をおかけすることも危惧されるわけでございます。さらに、火災現場で消火活動を行っていただく方は消防署や消防団でございますので、多くの方が現場に集まることによって消火活動に支障を来す場合も考えられるわけでございます。

今後はこういうようなことを勘案いたしまして、目標物の設定につきましては慎重を期しながら、消防署と連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**朝岡副議長** 岡本君。

**岡本議員** 今、部長の方から答弁をいただきました。有線放送の場合、消防署の方から連絡があって、そのとおりにやっていくということですが、今回の火災の場合に、連絡方法というのは、今おっしゃるように目標物が消防署で確認されていたら、目標物はここへ、どの辺ですよということがあったはずですが、それがなかったということですね。それと、今、平成17年とおっしゃいましたが、私もその当時は本人にも会いに行きました。そのことから、個人情報保護審査会、そこに諮ってどういう結論が出るのかということも1つの参考にするということでも諮っていただいたということもわかっています。ここでは、緊急の場合はそういう個人の名前を使っても個人情報には当たりませんよという見解をいただいたということもわかっています。ですけども、そやからというて、全て個人の名前を使えというふうにはなっていない。そういう判断をしてもらっているけれども、できるだけそういう個人情報の観点から個人の名前を出さない。ですから、例えば目標物を放送するということになつとる。

ところが今回、一切それがなかったということで、私はしつこく聞いとるわけですが、だから実際、今回の火災で本当に北花内地内、建物火災だけしか消防署から聞かなかったのか、あるいは放送する人が勘違いをしてやったものかということをはっきりしておかないと、これ、いつまでたっても原因がわからんわけですね。

それと、今、言われたように、余り多くの人が集まってもうたら、消火活動に支障を来すねん、これは事実かもわからんけども、やっぱり行政側としてこういう発言は、私は本当によくない発言ではないかなというふうに思います。誰もやじ馬で行くのではないんです。誰か親戚、身内、不幸な目に合うてるのと違うかなということ、皆かけつけるわけですが、そやから、余り、消防団に怒られるかわからんけども、消火活動に支障を来すとかそういうことは余り考えない方がいいのではないかなというふうに思います。

今言いましたように、今回の火災について、消防署から本当にどんな連絡があったのかということをお聞きしたいというふうに思うておるわけですが、その点、どうですか。

**朝岡副議長** 吉村企画部長。

**吉村企画部長** 先ほど申しましたように、消防署からの連絡は火災の発生の大字と目標物のみの放送の内容となっております。したがって、消防署からの連絡は大字のみの連絡であったために、そういうような放送になったと考えられるわけでございます。

以上でございます。

**朝岡副議長** 岡本君。

**岡本議員** 今、部長がおっしゃるように、基本的に大字と目標物を放送するようになっていくということを今おっしゃっているわけやけど、先ほど言うてますように、この建物火災については目標物、何ら有線で流れてない。そやから、私は聞いとるわけですが、これは、消防署の方から、ただ北花内地内、建物火災だけしか役場の庁舎の方に連絡なかったんかということをお聞きする。今言うてるとなつとるということですか。

そういうことであれば、私が先ほど言いましたように、部長に言うても仕方ないのかもしれないけども、消防の司令業務として、先ほど言うたように建物火災かあるいは民家火災、車

両火災か、あるいは救急か、必ず聞くはずになつてくるわけです。そんな中で、場所も確認してないということになってきたら、私は消防署の職務怠慢というたら怒られるかわからんけど、現実に職務怠慢でないかなと私は思いますよ。そんな目標物も何にも確認をせんと、ただ電話を受けて北花内、建物火災です、それだけで出動する。例えば消防署からの出動も、北花内だけでこんなんわかりませんやん。あるいは消防団、各分団にどういう連絡をされてるのかしらんけども、北花内だけで言われてもこれはわからん。そやから、私は、部長には失礼かもわからんけども、これはきちっと消防署から目標物の連絡が来てたのではないかなというふうに思います。ですけども、今、宿日直は嘱託職員として委託に出してる。こういう関係ですよ。例えば、市の職員で対応しとったら、もし消防署からそれだけしか連絡がないとしたときに、場所はどこですか、目標はどこですかと、本来は聞くはずではなかったかなというふうに私は思います。しかし、今、委託に出しとったら、地理もわからん、そんな機転もきかんと違うんかな。部長の方はマニュアルをつくってきちっとやってるというふうにおっしゃるけれども、私はそういうことが今の段階でできてなかったのではないかな。やはり市長がいつもおっしゃる市民サービス、私はこれも1つの市民サービスの中に入ってくるのではないかなというふうに、私は思っています。

そやから、あんまり部長のところに行ったら、部長を責めたようになってもおかなくて、私の思いだけにしておきます。

今、ふれましたけれど、宿日直業務、嘱託職員で地理が精通されていないということもあるわけですので、やっぱり職員で対応するというふうになれば、ある程度臨機応変な処置もとれると、私は思つてくるわけです。これから、火災だけやなしに、先ほど言いましたように、西山が崩れるかわからん、大きな災害が来るかもわからん。こういうときに、市民に一番先に的確に連絡をしようと思えば、やはりそういう嘱託職員も大事ですけども、今までどおりの職員で宿日直業務をすることによって、市民サービスが徹底されるのではないのかなというふうに私は思っております。ですから、私は何も偉そうにばかり言うとのやなしに、指摘ばかりしとるものでも何でもなし。宿日直の問題、あるいは消防職員も火災の起きたこれを教訓にして、いろいろな火災あるいはまた災害、これに対応を迅速にやってもらわんならん。やはり消防というのは人の生命、財産、これを守っていく、これが1つの使命であるというふうに思うわけですので、何ぼ広域消防になつても葛城消防はここにあるわけですので、その辺市長の方からも徹底をしていただきたいというふうに思うのと、もう思い切って、市長の口からなかなか言いにくいかもわからんけども、宿日直は職員に戻しますというふうな意気込みを言っていただければ一番ありがたいと思いますけれども、どうですか。

**朝岡副議長** 山下市長。

**山下市長** いろいろうちの職員ではございませんけれども、消防に対する怠慢の指摘でございましたので、このことにつきましては広域消防を通じてどないなつとんねんということを指導してもらえようようにきちっと伝えていきたいというふうに思います。

それと、宿日直業務等につきましては、やはり今現在、嘱託職員、委託ではございませんし、職員でございます。嘱託職員でさせていただいております。今回、失敗ではございません

ん。いろいろとご指摘があったことをまた1つの糧といたしまして、どのような形で対応していくのが得策なのかということ、しかも彼らはそれに専任という形でついておるわけですから、より細かな対応ができるように努力をしていくように、またできるだけ市内に精通をいち早くしてもらって対応ができるように、また指導等徹底をしていけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

**朝岡副議長** 岡本君。

**岡本議員** 市長からの答弁をいただいたわけでごさいます、市民サービスということでひとつそういう、私は戻してほしいというのを要望しておきますけれども、頭ごなしにできませんのでその点ひとつよろしく願いをしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に移りたいんですが、土砂災害ということで出させてもらいましたけれども、吉村議員なり増田議員の方から質問が先にありましたので、今回はやめさせていただいて、次回にも質問させていただきたいというふうに思いますので、これで私の質問を終わっていきたいと思います。

ありがとうございました。

**朝岡副議長** これで、岡本吉司君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時31分

再 開 午後3時45分

**朝岡副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、阿古和彦君。

**阿古議員** 議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は地球環境にやさしい葛城市をめざして（パート12）になります。詳細につきましては質問席よりさせていただきます。

**朝岡副議長** 阿古君。

**阿古議員** 地球環境にやさしい自治体葛城市をめざしては、今回で12回目になります。ちょうど第1回目のときが平成19年、たしか洞爺湖サミットの前年やったと思います。12月議会において、温室効果ガスの濃度の増加により地球の温暖化問題は予想される影響の大きさ、深刻さから見て、人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題です。異常気象の頻発、気象システムの急激な転換といった状況のみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への大飢饉による食料不足、災害の激化など、気象の大規模化によりさまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が考えられます。次世代に安全な地球環境を残すためにも、葛城市として早急にできることから取り組んでいただきたい。そのときの提言では、国のエネルギー対策特別会計による補助金の補助事業の利用や、葛城市にシャープの太陽光パネル生産工場があることの大切さと、環境にやさしい葛城市ブランドの構築等の提言をさせていただきました。そして、近い将来に、葛城市を空から見たときに、太陽光パネルで葛城市一面が光り輝く日が来ることを願い、夢見ていますと提言をいたしました。

早いもので、これで7年目になります。その中で、ついこの間も、一昨日、台風14号が本  
当に日本の列島の近くで発生する、そこまで海水温が上がってきている、また先ほども災害  
等でいろいろ話が出ましたけれども、8月の雨量が観測史上30年間を見ても例を見ないよう  
な大雨が降っているとか、そういうやはり本来予想したことではあったけれども、それが現  
実にそういう環境になってきているということが非常に残念だし、何とかそれに歯どめをか  
けないのかという思いというのは、今回、12回目になりますけれども、一貫して私の願い  
ではあります。

その中で、葛城市の取り巻く状況というのは、シャープが残念なことにああいう形になり  
まして、堺の方にメガソーラーをつくったりとか、残念ながら環境にやさしいというネー  
ミングを実はしたんですけども、そういう企業の誘致も図れなかったし、その中で、救いと  
いいますか、NEDO（新エネルギー産業技術総合開発機構）の、国の100%補助事業の中で  
エネルギーについて市でいろいろと協議をしていただけた、議論はできたとは感じており  
ます。

それでは、その点につきましては、私は非常に満足していますし、その中で平成26年4月  
から家庭用の太陽光パネルの設置事業につきまして、補助金制度ができたというの、1つ  
の簡単なといいますが、第一歩なんですけども、1つの成果ではなかったのかなとは感じ  
ております。

それで、今申し上げました今年度から住宅用の太陽光発電及び燃料電池補助金制度を実施  
していただいておりますが、現在、8月末現在もしくは9月1日現在で結構ですので、その  
補助申請の状況ですとか、その辺をまずお聞かせ願いたいと思います。

**朝岡副議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願いたします。

阿古議員の質問にお答えいたします。

葛城市では、平成26年度から住宅用太陽光発電システム及び家庭用燃料電池コジェネレー  
ションシステム設置補助を実施いたしました。県下12市のうち、葛城市を含めまして9市が  
補助金制度を実施しております。

本市の申請状況は、9月1日現在で、太陽光発電は16件、燃料電池は3件の申請で、合計  
19件で、1件当たり5万円の補助ですので補助金額といたしましては95万円でございます。

また、奈良県の太陽光発電と燃料電池のセットでの設置に、県が10万円の補助制度とい  
うのがございます。また、燃料電池普及促進協会から、エネファーム助成制度を利用いただ  
けるという制度もございます。

なお、売電価格は1キロワット当たり37円でございます。

以上でございます。

**朝岡副議長** 阿古君。

**阿古議員** 4月からですから、約5カ月間、半年にはちょっと満たないですけども、現在が19件、金  
額にして95万円。たしか当初予算では500万円、100件を予定されていたと思います。それを  
考えますと、ちょっと進捗状況が好ましくないような気がします。結構、葛城市内を見てい

ますと、太陽光パネルをつけていただいている家庭が割合と目立つようになってきたんです。それで、道なんか走っていると、畑なんかも含めて、それは住宅用とは違いますけども、そういうパネル発電のものも見られるようになってきている。まず、基本として補助制度を持っているのですから、その補助制度をいかに市民の方に知らしめるのか、利用していただくのかというのが大切やと思います。そういうことを含めまして、これからまずどのような、今19件ですから、当然まだまだこれからそういう設置を普及していただかないといけないと思いますので、どういう方法で市民の皆さん方にその補助制度を利用していただけるように知らしめるのか、その辺をまず、どう考えられているのかということをお話していただけますか。

**朝岡副議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 補助金交付の周知については、広報5月号に掲載をまずいたしました。また、5月の各大字環境委員を通じまして、環境委員会議で各大字の回覧によりまず各戸周知を行うように、回覧用のチラシを各大字に配布いたしました。また、現在、葛城市のホームページでも案内しております。そして、来月には広報10月号で再度掲載いたします。

今後引き続き広報誌やホームページで周知できるように、1件でも多く申請していただけるように、PRしていきたいと思います。

**朝岡副議長** 阿古君。

**阿古議員** これ、いろいろな議論を重ねた上の制度設置でしたので、ですから、何とか皆さん方にできるだけ使っていただけるように、広報を1度と言わず2度、3度と発信していただくようお願いしたいと思います。

では続きまして、この新エネルギーということにつきましては、太陽光パネルというもの1つの新エネルギーの1つなんですけど、その中で葛城市ではいろいろな取り組みを实はしようとしたんです。その中で、新エネルギー導入の検討委員会というのを实は開いていただいております。昨年12月に、実是一般質問をさせていただいて、今年度、予算がついたので今回、9月議会の一般質問で確認をさせていただいたんですけれども、昨年12月の議会の時点で、これからもいろいろな取り組みを考えていきますという答弁をたしかいただいていたと思います。そういう意味におきまして、葛城市ではまず新エネルギーの導入委員会というのがその間開かれたのかどうかわかりませんが、その辺と、それからこれからどういうふうな方向性を考えているのかという、その部分について、これは部長ではあれですので副市長がたしか座長でしたね。その辺ちょっと答弁お願いできますか。

**朝岡副議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** 昨年一般質問をいただきましてから、今年の1月8日に再度、今年度から実施いたします要綱を確定させていただきまして、そういう制度をご案内のように実施しておるわけでございます。今現在、約半年が経過しようとしておりますが、今年度分につきましては、今ご質問いただいております現在の推進状況、それからこれからの方策等は今年度は開いておりません。これから開いていこうと思うのに先立ちましての一般質問であったかなというふうに考えております。先ほど、芳野部長の方からいろいろ伝達の方法も質問に対します

答弁をさせていただいたわけですが、市長自ら大字懇談会開催に当たりましての今年のトピックスとして、推進のために自ら説明をさせていただいております。

また、今後の方策でございます。今後の方策につきましては、やはり広く今までかかわっております情報を整理して、今後どう取り組んでいくべきか。先ほど答弁の中に10キロ当たり37円で購入できますよということが、当初はご存じのように42円であった。今現在37円と答弁させていただいております次の情報といたしましては、今度は32円になってしまうというふうなこともあります。刻々と国の状況が変わっていく中におきまして、どの情報をどういうふうに消化し、新しい制度に持っていくかというのは、十分慎重に考えていきたいと思っております。

以前は小水力発電等々、またメガソーラー発電ということにもいろいろ検討させていただいたわけですが、それぞれ導入委員会のメンバーとの総意を結集して、新たな方向を見つめなおしていきたい、このように考えております。

**朝岡副議長** 阿古君。

**阿古議員** 前向きなお話で、これからまた検討してください。

先ほどもちょっと言いましたけども、結構、道を走っていると、多分遊休地なんですよね、農地に太陽光パネルがずっと敷き詰めてある。規模的には200とか100とか、メガなんていうのは、葛城市はメガソーラーというのは実はないですから、それぐらいのキロワット数やと思うんですけども、あれを見てやっぱりちょっとうれしくなるんです。ただ、遊休地につくるに当たって、いろいろな規制があったりですとか、それとか市街化区域内の農地ではなかなか多分、もう宅地並み課税ですから、そういう高価な土地ではされないんでしょうけれども、調整区域の農地で多分転用されたりしてるんやろと思うんですけども、固定資産税が、例えば土地に対してでしたら農地が雑種地になるわけですからかなり上がったりですとか、設備その他では国の方の減価償却、固定資産税の方なんですけども、そちらの方ではたしか減免処置が認められていたりとかあるんですけども、その辺の具体的な考え方、部長の方からもし遊休地の活用についてと、それから例えば固定資産税等々の軽減の処置等について、もし考えがあれば聞かせていただきたいと思っております。

**朝岡副議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 阿古議員のお尋ねでございます。遊休地の効果的な利用ということになりますが、例えば遊休農地になりますと、農地法の関係もございまして、農振法というのもございまして、利用の促進ができるかどうかは農業団体、また農業委員会などと検討できるか協議させていただきたいと思っております。

また、おっしゃっておられるような農地課税から、例えば雑種地の課税になる、その辺の軽減のこともお考えだと思います。土地の課税地目につきましては、現在、税務課では現況雑種地課税となります。

それから、平成26年度からなんですけれども、太陽光発電システムの償却資産課税を実施いたしております。固定価格買い取り制度の認定を受けて取得した太陽光システムの発電設備に関しましても、住宅太陽光発電以外を除いて、10キロワット以上の施設につきましては、



償却資産の課税対象となります。軽減措置といたしましては、対象償却施設について新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準額を課税標準額となるべき価格の3分の2に軽減いたしております。

適用期限は平成28年3月31日までとなっております。

以上でございます。

**朝岡副議長** 阿古君。

**阿古議員** 償却資産の方はもう存じ上げていたので、それはされているのかなと思ってたんですけども、まず土地の方の考え方なんですけれども、農地を実は前提とはしてなかったんやけども、例えば各地方自治体ではそういうメガソーラー等の発電所の開設に当たっては、土地に対する課税額を減免している自治体が結構あったんです。ですから、それが果たして農地に適用できるのかどうかというのは微妙な話なんですけれども、1つ参考として聞いていただきたいのは、平成26年5月に農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律というのが、実は施行されております。これは、実は農水省の関係なんです。それで、その中で、規制緩和が行われているんです。本来でしたら農地転用、農業委員会の方で認めるわけなんですけれども、農地転用についてはいろいろ規制があったんです。その中で、一番の規制緩和は第1種の農地で認めましょうという話が出ています。もう法律の中に出てるんです。第1種といたらかなり制約のあるところなんです。その中で、農水省いわくは、ある意味荒廃した農地を失くしていきたいというのが1つ、それと、農家の所得を上げていきたいという考え方が1つ。それに附随して実はさまざまな補助事業をセットしてるんです。ですから、国の方はもうそういう方針なんです。ですから、そういう規制緩和することによって、放置されている農地を活用していけないかという、その中の1つの方向転換やと思います。

そやから、そういう1つの方向性から考えると、農地から雑種地に変わる、そういうことについて、全国ではまだ多分少ないと思うんです。少ないと思うんやけども、1つの葛城市の方向性として、そういうことを提起する、チャレンジするということは、私は発信する大きな力になるのと違うかなという気がします。

その辺について、副市長の方から、1回ちょっと、考え方について。検討するのかしやへんのか、1回聞かせてください。

**朝岡副議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** 新しい法律の施行も踏まえての質問をいただいております。

この法律の施行に関しましては、おっしゃっていますように6月1日から施行になっておりますので、まだまだ情報不足でございます。今おっしゃってました土地の課税につきましても、転用しないで一時転用ということで、農地並みの課税を保つという利点があるわけでございます。3年ごとに一時転用を繰り返していくということも、方法の手段としてうたわれているようでございます。

また、今おっしゃっています補助事業がどれだけ施行されるかというのは、まだまだ情報不足の中で勉強不足でございます。また、市として、今、家庭用の太陽光発電につきまして

の補助制度を確立したわけでございますけれども、そのときにも議論いたしましてんけども、産業用の太陽光パネルにつきましての行政として補助事業として、補助金を出すかどうかということにつきましても、いろいろ議論をしたわけなんです。

太陽光の推進がいいものか、それとまた行政が産業用までに新たな補助制度を確立するか、また行政はどのようにかかわっていくかということも踏まえまして、勉強させていただきたい、このように思っております。

以上です。

**朝岡副議長** 阿古君。

**阿古議員** 非常に期待しております。それで、今言うてる農水省の関係につきましては、単純に検討すればよいのではなくて、まず協議会をつくらないといけない。前段として。ですから、事務的作業が要りますので、その辺も検討に入れていただきたいなと思います。必ずしもお金をばらまくというやないですけれども、資本を投下することだけが1つの推進の作業ではない。そういう新しい制度を引き入れる作業、ある意味お金は要らないんやけども、そういうようなものについてそのルートというか、そういうようなものをつくってあげる作業というのが、やっぱり行政は大切かなという気がしております。

それと、この地球環境にやさしいというこのフレーズというのは、必ずしも太陽光パネルだけを取り上げてやったわけではないんですけれども、その当時シャープが葛城市にあるということも踏まえて、非常に太陽光パネルを表に出して、やってきました。あくまで地球温暖化によって異常なことが起こってきているそれを何とか、止めるなんてできないのかもしれないけども、何かやらないと大変なことになる、その1つとして、私たちができることを取り組んでいきましょうという気持ちの中で提案させていただいたものです。

それで、世界を見ると太平洋のところではよく話題になったのがツバルなんですけど、ツバルはもう海水が上がってきているとかそういう話があります。北極の氷が溶けてきている、南極の氷が溶けてきている、その中でツバルは海水が上がってきているというような話があって、つい最近、これは8月なんですけれども、同じく近くのソロモン諸島のタロ島というところで、全島移住を実は決定しています。そやから、世界レベルで言うと、もうそこまで来てるんですね。それと、今回、葛城市では初めて避難勧告、避難指示が出されている。そういう雨の状況を考えますと、これも9月3日に気象庁の異常気象分析検討会、会長が木本昌秀東京大学教授の記者会見の中で、どういことを話しているかということ、1946年の統計開始以来の記録で、雨量ですね、8月の西日本太平洋側の雨量が、平年の3倍に上る一方、日照時間が半分だったのは、1946年の統計開始以来の記録であり、30年に1回以下の異常気象に当たるとしながらも、原因となった大気の流れは珍しくない、近い将来にまた豪雨が起きる可能性があるとして述べた。また、産業活動で排出される二酸化炭素などによる地球温暖化の影響が、既にあらわれている、これからますます顕著になると指摘しております。

ですから、今回の豪雨もこれが実は異常気象やないということなんですよ。もうこれがスタンダード、標準になってくるんです。それで、更に加速していく可能性が高い。海水温が上昇するということは、それだけ大きな低気圧が生まれる、発生するということなんです。

それに伴って、海水の水分が上空に巻き上げられて、それで地表に降っていくという、そういうことも考えられる。竜巻の件も多分それが影響してるんやろうと思いますし。もう、気象庁自身がこういうことを異常気象とは呼ばないという現状まで来ています。そやから、今、取り組んでいることで全てが絶対解決するわけやないです。ないですけども、一人一人がそういう思いを、各自治体が1つの道しるべをつくってあげて、その中でそういうことに努力することで、ひょっとしたらこれが10年後に止まるかもわからない。20年後に止まるかもわからない。決して来年止まるとか再来年止まるとか、そういうレベルの話ではないと思いますけれども、そういう気持ちで私は質問をしてきたし、これからも葛城市の行政が取り組んでいていただきたいという思いです。

予定よりちょっと早くになりましたけれども、一応、非常に前向きな答弁をいただいておりますので、最後に市長の方から新エネルギーの検討委員会をまた開催していただけるということなので、今後の葛城市の新エネルギーについて答弁を、どういう形で、実は部長からもちょっと答弁めいたことはいただいているんですけども、具体的な話ではなく、方向性をそういう具合に取り組んでいただけるのかどうかというのを答弁いただけたらと思います。

**朝岡副議長** 山下市長。

**山下市長** 阿古議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、副市長や部長が答弁させていただきました。いろいろな法の改正やまた政府の太陽光パネルを初めとした自然エネルギーに対する取り組みが、いよいよ具体的になってまいりまして、各市町村においても税控除等も含めて取り組める体制づくりを始めておるところでございます。

検討委員会は副市長が座長でございますけれども、できるだけ早く開催するということを指示申し上げたいと思いますし、また、それ以外にいろいろと前も小水力発電であるとか、申し上げておりました。ただ、小水力発電につきましては、葛城市内の水源を利用して発電をするというのは費用がかかりすぎて、現実的ではないという、一応の調べの結果もいただいております。他の発電のことにつきましても、検討委員会等で検討するよういろいろなと取り組むように指示をしまいたいというふうに思います。

それと、ついこの間も、青年市長会におきまして、埼玉県の本川市が加盟団体でおるんですけども、本川市長が、あそこはため池を活用した太陽光パネルを設置しております。本川市の保有のため池だそうでございます。葛城市内には市が保有するようなため池はございませんけれども、そういったものも活用できるのかどうかということを含めて、いろいろと検討の課題にしまいたい。さまざまな形で自然エネルギーを活用した発電等について、取り組み、検討してまいりたいというふうに思っております。

**朝岡副議長** 阿古君。

**阿古議員** 非常に前向きな答弁、ありがとうございます。

これが実は「STOP THE 温暖化 2012」という環境省のパンフレットなんですけれども、その中の1節だけ読みたいと思います。

「地球温暖化が主に人間の活動が生み出す温室効果ガスによってもたらされていることは、

もはや疑う余地がありません。地球温暖化による影響は、単に気温が上がることにはとどまりません。世界の各地でその影響とみられる変化の傾向が既に生じています。大規模な台風や干ばつなどの異常気象、溶けつつある極地や氷河の氷、異変が生じている生態系、こうした現状の中には、我々人間の生命や財産を脅かしたり、生物を絶滅の危機にさらしたりするものも決して少なくありません。」

もう、かなり断定的に表現されております。その中でやはり少なくとも私たちの世代にいい地球環境が残せるように、私たちの世代が今、私たちの世代が何かしないといけない。その中の微々たることかもわからないけども、取り組みとして、先ほど市長が答弁していただきました、いろいろな角度からいろいろな取り組みをやっていただけたら、私はありがたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

**朝岡副議長** 阿古和彦君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡副議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することといたします。

なお、あす10日、午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時17分